

令和3年加美町議会第2回定例会会議録第2号

令和3年6月9日（水曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
産業振興課参事 兼課長補佐	阿部正志君

農業振興対策室長	鎌田裕之君
森林整備対策室長	佐々木実君
建設課長	長田裕之君
保健福祉課長	大場利之君
子育て支援室長	鎌田征君
上下水道課長	齋藤純君
会計管理者兼会計課長	内海悟君
小野田支所長	大和田恒雄君
宮崎支所長	猪股繁君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	上野一典君
生涯学習課長 兼スポーツ推進室長	浅野善彦君
芹沢長介記念 東北陶磁文化館長	本田泰貴君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	内海茂君
次長兼議事調査係長	青木成義君
主幹兼総務係長	渡邊和美君
主事	鈴木智史君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について（令和 2 年度町道天王・鳥嶋
線改良工事請負変更契約の締結について）
- 第 4 報告第 4 号 令和 2 年度加美郡土地開発公社決算について
- 第 5 報告第 5 号 令和 2 年度株式会社加美町振興公社決算について

- 第 6 報告第 6 号 令和 2 年度一般社団法人加美町畜産公社決算について
- 第 7 報告第 7 号 令和 2 年度株式会社かみでん里山公社決算について
- 第 8 報告第 8 号 令和 2 年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第 9 号 令和 2 年度加美町一般会計事故繰越繰越計算書について
- 第 10 報告第 10 号 令和 2 年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について
- 第 11 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について（加美町指定地域密着型サー
ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例）
- 第 12 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について（加美町指定地域密着介護予
防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型
介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 第 13 承認第 6 号 専決処分した事件の承認について（加美町指定介護予防支援等
の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例）
- 第 14 承認第 7 号 専決処分した事件の承認について（加美町指定居宅介護支援等
の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例）
- 第 15 議案第 42 号 加美町公共施設等総合管理基金条例の制定について
- 第 16 議案第 44 号 工事請負変更契約の締結について（令和 2 年度平田橋ほか 1 橋
修繕工事）
- 第 17 議案第 45 号 物品購入契約の締結について（令和 3 年度小型動力消防ポン
プ付積載車購入）
- 第 18 議案第 46 号 物品購入契約の締結について（令和 3 年度雪寒機械（11t
級車輪式除雪ドーザ）購入）
- 第 19 議案第 47 号 物品購入契約の締結について（令和 3 年度加美町立宮崎中学
校生徒送迎用スクールバス購入）
- 第 20 議案第 48 号 令和 3 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）

- 第 2 1 議案第 4 9 号 令和 3 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 5 0 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 3 議案第 5 1 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 第 2 4 議案第 5 2 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 第 2 5 議案第 5 3 号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 第 2 6 議員派遣の件について
- 第 2 7 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 7 まで

午前10時09分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで町長より発言の申出がありますのでこれを許可いたします。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。

本日定例会最終日、どうぞよろしく願いいたします。

議案第43号で、宮崎温泉施設等条例の一部改正について上程しておりましたが、同議案については取下げをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番三浦又英君、8番伊藤由子さんを指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告6番、15番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔15番 米木正二君 登壇〕

○15番（米木正二君） おはようございます。2日目の一般質問、トップバッターを務めさせていただきます。

私は、安全安心なまちづくりの推進についてということで、多岐にわたって質問をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

町民が行政に対して望むことの一つは災害に強いまちづくりであり、その対応が求められています。さらなる防災性向上を図り、万が一災害が起きても被害を最小限に食い止めることができる、災害に強いまちづくりを進めることが大事であると思います。

また、子ども・高齢者・障がい者に優しく、町民一人一人が地域社会の豊かさを感じ、今後も安全に、安心して暮らし続けることができるまちづくりを展開することが必要と思います。以下について伺います。

①災害ともいえる新型コロナウイルス感染症への町の対応の現状と課題について。

②の1、近年のゲリラ豪雨といった局地的な大雨や台風などによる風水害や土砂災害に備えて、関係機関と連携し、河川改修などの治水対策は。

②の2、雨水対策に特化した避難訓練の実施は。

③住民の安全・安心を守るという重要な役割を担っている消防団員の処遇改善は。

④の1、学校と子どもの安全対策について。

本年の4月27日に、白石市、白石一小の校庭で、防球ネットの木製支柱が折れて児童2人が死傷した痛ましい事故がありました。そこで、加美町における学校等の防球ネット等の調査、点検と安全対策は。

④の2、学校への防犯装置の設置と、子どもへの安全教育の推進について。

④の3、通学路の危険箇所の点検と整備について。

⑤、④の3と関連しますけれども、誰もが安心して歩ける歩行者環境の整備は。

以上、伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 米木議員の、安全・安心なまちづくりの推進についてということで、議員の認識、まさにそのとおりでございまして、私も同感をしているところでございます。そういったことを前提としまして、ご質問について一つずつお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症への町の対応と現状と課題ということではありますが、町では、緊急事態宣言下での特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策本部の設置、また宣言が出されていない期間においても任意の新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げまして、これまで27回、法に基づく会議としては10回、任意が17回と、27回の本部会議を開催し、各種対応を行っております。もちろんこのほかにも副町長、総務課長、保健福祉課長等と任意の打合せというのは何度も何度も行っているところでございます。

主な内容としましては、感染患者の発生状況や、国、県が示す対策を基に、感染予防対策の町民への周知、学校等の臨時休校や休園、保育所や児童放課後クラブの継続、社会教育施設

の利用休止、町が関係する行事やイベントの延期・中止などを協議し、対策事項を決定するものであります。また、各部署、担当部署の業務においても、地方創生臨時交付金を活用した事業を計画し、感染拡大の防止、住民、事業者への支援、教育の充実、コロナに強い地域づくりを柱に、各種対策を実施しております。しかしながら、変異株なども出現するなど、まだまだ収束が予測できない事態が続いているわけであります。

コロナ禍のこの不透明な状況の中で、ワクチン接種に全力を挙げて取り組むことが大事であるということを考えまして、対処が必要な事項についても、今後も引き続き全町体制で対応してまいりたいというふうに考えております。

最近のゲリラ豪雨といった局地的な大雨や台風などによる風水害や土砂災害に備えての治水対策というご質問にお答えをさせていただきます。

加美町におきましても、平成24年5月の低気圧による大雨、平成27年9月11日の関東東北豪雨、令和元年10月12日から13日にかけての台風19号などで、河川の溢水、堤防の決壊による農地、住宅への浸水被害など、町内に甚大な被害をもたらしました。

町では、何度も浸水被害を起こしている県管理河川について、宮城県に対して豪雨災害を防止するための対策として、河川整備要望を行ってきております。

まず多田川、名蓋川、境堀川の3河川については、令和元年11月21日に台風19号で被害が大きかった4行政区、こちらは雑司の目、平柳、下狼塚、そして大崎市の古川矢目行政区の区長連名で、県に対し、河道掘削や堤防維持管理の強化、堤防のかさ上げなどの河川整備要望をしております。深川につきましては、令和2年3月24日に、深川の増水による低内地の冠水防止に関する要望を県に対し、色麻町と連名で行っております。

要望の内容は、1つ目に、内水被害解消に向けた深川排水機場の整備と、排水機場が完成するまでの移動式ポンプの機能強化について。2つ目は、河川の流下能力を確保するための深川及び鳴瀬川の支障木伐採や堆積土砂撤去等の適切な維持管理について。3つ目に、深川排水樋門調査の宮城県直営での対応を、この3点を要望しております。県では、将来の宮城の姿の実現に向けて、令和2年度末に宮城県土木建築行政推進計画、こちらは2021年から2030年までのアクションプランを策定し、実施する事業の成果目標を明確にし、効率的、効果的に社会資本整備を進めていくということにしております。

推進計画には、名蓋川の浸水被害の軽減を整備目的とした堤防補強及び深川の流下能力の向上を整備目的とした浸水被害軽減策検討として、具体的な整備箇所が計画されております。また、県では、深川について、現在深川排水機樋門箇所に移動式ポンプの増強を行っており

ます。鳴瀬川については、国及び県で作成している鳴瀬川河川整備計画に基づく鳴瀬川総合開発計画、開発事業の早期完成を、鳴瀬川流域自治体などで構成している鳴瀬川総合開発促進期成同盟会で要望活動を行ってきております。鳴瀬川総合開発事業は、鳴瀬川ダム建設及び漆沢ダム治水専用化や国直轄区間の河川改修などの事業でありまして、特にダムが完成した場合は、これまでの同規模の洪水に対しても、鳴瀬川の水位を低下させる効果があります。川沿いの区域の方々の安全性が、これによりまして大きく向上すると、国では推測をしているところであります。

鳴瀬川ダム建設及び漆沢ダムの治水専用化については、令和2年12月16日に基本計画の告示を受け、令和18年度の事業完了に向けて、これから工事が本格化していく予定であります。

以上のとおり、豪雨災害を防止するためには、県管理の中小河川の整備並びに国の鳴瀬川総合開発事業の早期完成が不可欠であり、これからも引き続き宮城県並びに国に対して、中小河川の河川整備とダム事業の進捗など、治水対策を強く要望してまいりたいと考えております。

次に、水害に対する避難訓練の実施についてお答えします。

近年全国で相次ぐ人的被害の状況から、水防法の改正による浸水想定区域内における要配慮者施設の避難確保対策、災害対策基本法の改正による避難発令における避難指示の一本化など、法的に対策の強化が定められています。

本町においても、高齢者施設への避難確保を計画、作成、避難訓練実施の相談や支援、また町民への避難行動等の周知を進めている状況であります。また、これらの条件を重点に置いた訓練の実施は、この先当然必要であると認識をしておりますので、今後防災計画の見直しを行い、その中で、水害を中心にした防災訓練の提供、避難行動など、訓練の実施に向けて内容を検討、協議してまいります。

続きまして、消防団の処遇改善についてお答えいたします。

ご質問にありますとおり、消防団員は火災をはじめ、過酷な環境の中で、危険を顧みず、任務に当たっております。近年では、風水害や山岳遭難など、全国的な統計からも出動回数が増加傾向にあり、大変な役割を担っているということを承知しております。一方、処遇面において、総務省、消防庁では、全国的に消防団員の減少が続く状況から、待遇を改善する必要があるとして、今年4月、消防団員の報酬等の策定等について取り組むよう、全国の自治体に通知されました。年額報酬の見直しや出動手当の報酬化が主な内容でありまして、今後財政との調整、消防団に関する条例規則など、必要事項を検討していくこととしております。

次に、5点目の、歩道の環境整備について。

通学路につきましては教育長のほうから答弁いたしますから、私のほうからは、町道の環境について答弁をさせていただきます。

現在町道は、令和2年4月1日現在であります。幹線道路及び生活道路合わせて町道の総面積は741キロメートルでございます。そのうち歩道設置延長が46キロとなっており、歩道が設置している町道は全体の6.2%と僅かでございます。ほとんどが歩道のない、車道だけの町道ということになります。現道への歩道設置事業は、工事費のほか、用地及び建物工作物などの補償費など、需用費が増大するため、事業の実現は大変厳しい状況であります。

現在の新町建設計画では、令和6年までの計画で、歩道設置工事のある事業は、施工中の町道大江線だけあります。道路管理者による交通安全対策は、交差点の改良や道路の整備等を行う道路の改築と、防護柵や視線誘導標の設置、区画線の設置改善などの、道路の附属物及び区画線等の設置等があります。

ご質問の、誰もが安心して歩ける歩道環境、歩行者環境の整備については、先ほど申し上げましたように、道路の整備等を行う道路の改築による環境の整備は大変困難でありますので、歩道のない道路については、道路の附属物及び区画線等の設置等による交通安全対策を行うことで、誰もが安心して歩ける歩行者環境の整備につながる、つなげていきたいというふう考えております。

具体的な整備方法としましては、歩道のない道路を通行する際に、蓋のない側溝に蓋を設置し、側溝の上を歩道として利用していただくという方法。また、路肩部にカラー塗装やラバーポールを設置して、運転手に視覚的に注意喚起を促す方法などが考えられます。また、平成25年度から、生活道路における交通安全対策として、加美警察署と協議の上、自動車の最高速度を30キロに制限したゾーン30を中新田中学校付近に整備し、また道路においては、自転車と他の車両を分離し、車道上に自転車が専用通行する自転車専用通行帯、通称自転車レーンと言っておりますが、この通行帯を町道色麻下多田川線に整備しており、交通の安全確保に努めているところであります。

歩行者が安心して歩ける環境をつくるには、日常の道路点検、維持補修が非常に大事であるとも考えております。特に子どもたち、高齢者、障がい者が道路の段差などでつまずき、転倒し、重大な事故やけがにつながるよう、道路管理者として日常の点検、維持補修を怠らないように努めてまいりたいと思います。

以上、誰もが安心して歩ける歩行者環境の整備について、様々な交通安全対策で運転手の交

通安全意識の高揚を図り、歩行者が安全、安心して歩けるような空間をいかにしてつくること
ができるか、そういった考えに立ちまして整備をしていく必要があるというふうを考えて
おります。

以上、私のほうから答弁させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長でございます。どうぞよろしくお願
いいたします。

学校と子どもの安全対策についてということで、3点についてご質問いただきました。一つ
一つ丁寧に説明申し上げたいと思います。

まず1点目、防球ネット等の調査・点検と安全対策はということでございますが、先ほど議
員も触れましたけれども、令和3年4月27日、県内の小学校におきまして、校内に設置され
ている防球ネットの支柱が折れ、児童1名が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。
このことを受けまして、急遽町内の小中学校、こども園におきまして、防球ネットを含む学
校施設設備の安全点検を実施いたしました。点検の結果、16施設中12施設で49か所の異常が
見られました。現時点におきましては使用中止にしたり、あるいは立入り禁止にするなどの
処置をとっております。また、防球ネットに関しましては、休園中の賀美石幼稚園も含め、
8つの施設で11か所設置されており、そのうち1か所では柱に腐食等が見られましたので、
5月15日に撤去しております。

今回の点検で異常が見られた箇所につきましては、今後早急に対応するとともに、利用しな
いものについては撤去する方向で、6月補正予算にも計上しております。

今後の安全対策につきましては、これまでも行っております学校保健安全法施行規則、これ
に基づく施設設備の安全点検を徹底するとともに、業者による遊具の点検等を引き続き実施
し、施設設備の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、2点目の学校への防犯装置の設置と子どもへの安全教育の推進についてございま
す。

防犯装置につきましては、さすまたを全校に設置しているほか、ネットランチャーあるいは
カラーボール、防犯カメラといった防犯装置を設置している学校もあります。

安全教育の推進につきましては、平成21年に施行されました学校保健安全法で、これにより
まして各学校において危機管理マニュアルの策定が義務づけられました。各学校におきまし

ては事前の危機管理、いわゆる避難訓練等も含めた安全教育により、児童生徒自身が危険を予測し、自ら回避できる能力を身につけられるよう取り組んでいるところであります。また、各学校では不審者対応避難訓練を実施しているほか、小学校におきましては、登下校時には防犯ブザーを常に身につけること、できる限り一人にならないこと、子ども110番の家の周知、それから何かあったときにはそこに駆け込むことを指導しております。

なお、不審者事案が発生した場合や自然災害が発生する危険性がある場合には、学校から保護者へ一斉メールを配信し情報提供を行うとともに、場合によっては保護者の送迎、あるいは教職員が同伴し集団下校を行うなどの対応を行っております。

続いて、3つ目の通学路等の危険箇所の点検と整備について。

これにつきましては、通学路につきましては、小学校では4月に新入学児童の登下校のコースを、教員が入念な点検を実施しながら現状を確認し、児童への安全指導を行っております。また教育総務課、危機管理室、警察署、各道路管理者等で構成しております通学路安全対策推進会議でこれを設置しまして、通学路の危険箇所の把握とその対策に関する協議を年1回実施しているところであります。

具体的には、各学校から通学路の危険箇所及び改善が必要と思われる箇所を報告してもらい、通学路安全対策推進会議のメンバーに学校の安全担当教諭を加えまして合同安全点検を実施し、その後関係機関と相談しながら改善を図っております。

⑤とあわせまして、これまで改善を図った部分につきましては、横断歩道やカーブミラーの設置、路面標識の補修等を行っております。それによって通学路の安全確保を図っております。また、平成30年度には、宮城県で小学校通学路内のブロック塀等の実態調査を実施し、町内小学校の通学路のうち、学校を中心とした概ね半径500メートルの範囲内のブロック塀を調査しております。危険度が高いと判定された箇所につきましては、その後所有者による除去や修繕等により概ね改善されております。

今後とも安全点検を実施し、関係機関と連携しながら、通学路の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 多岐にわたりますので、順を追って再質問をしたいと思います。

まず、コロナウイルス対策でありますけれども、対策本部を設置して対応されているということで、執行部、職員の人たちも頑張っているというふうに思っているところでございます。

そこで、今ワクチン接種始まっているわけですがけれども、この答弁の中で、課題について具体的にちょっと触れられていなかったわけでありましてけれども、課題ということは何が大きな課題なのかということをお聞きしたいと思います。全体的に見て。

○議長（早坂忠幸君） 新型コロナウイルス感染症対策室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 新型コロナウイルス感染症対策室長でございます。

課題ということでございます。やはり、これまでも申し上げてきましたとおり、ワクチン接種でございます。対策本部会議なり課長会議の中でも、全庁を上げて、応援職員も十分配置してというふうなことでございます。

今後もさらに加速して進めていくということでありますので、通常の業務も支障を来さないようにしながら、全庁を上げてしっかり取り組んでいきたいということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ワクチン接種の中で、やっぱり職員の方々、いろいろ担当課だけではなくて職員の応援あるわけです。職員の人たちは通常の仕事もしているわけです。働き方改革ということもありまして、職員の方々の負担がちょっと過重にならないか、その辺ちょっと心配しているところでもありますけれども、その辺はどのようにこれからは考えていきますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

議員のご指摘のとおり、新型コロナ対策室4名と、あとワクチン接種チームも組んでいますし、それも全て兼務、もしくはその応援をしていただいているので、二足のわらじの状態です。今勤務をしていただいておりますので、非常に職員には大変負担が大きくなっているというふうに感じております。限られた職員の中で何とかその事業推進をするために頑張らせていただいておりますので、そういった体調管理とかそういったところに気を付けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 分かりました。

それでは、ちょっと次に移ります。

次に、災害対策であります。このことにつきましては、私は何度も一般質問もさせていただ

いているところであります。

私、問題視しているのは、やはり今こういった異常気象の中で、本当に全国各地で災害も起きていますし、町内においても大雨のために浸水する場所は同じということで、町長は県のほうにいつも要望しているということでもありますけれども、なかなか県の計画によりますと年数が、例えば多田川、名蓋川、境堀川の改修まで来るには大分年数もかかるというようなことだろうというふうに思いますけれども、町長ももう3期目になっています。やっぱり町長の、こういったところで政治力を生かして、何とか早期に改修できるという手だて、ないものかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど答弁しましたように、計画にも載せていただいて、計画的に整備をしていくことになっています。

川というのはつながっているものですから、加美町だけではないんです。ですから、やはり出口のほうはきっと整備させないと、幾ら上流だけ整備しても水は吸い込みませんので、そこは計画的にやっていくしかないんだろうというふうに思っておりますので。

県としましても、この5か年の国の強靱化予算がついておりますから、こういった中で、町としてもさらに県の事業が加速できるように働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 県のアクションプラン、令和3年から、本年度から令和12年までということで、10年間のスパンで計画していますけれども、当然多田川からの、下流から上流のほうに進んでいくんだろうというふうに思いますけれども、やっぱりなかなか年数もかかるものですから、また同じ被害が起きるのかということで大分心配しているところでありますが、町長、今、多田川期成同盟会、多分あるんだろうというふうには思いますけれども、改修の期成同盟会あるんだろうと思いますけれども、我々議会も一緒になって、要望活動も、中新田高校の無料化と同様に、我々も一緒になって、やっぱり要望活動もできればというふうに思います、その辺はどうですか。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（長田裕之君） 建設課長です。

先ほど宮城県のアクションプランのお話出たんですけれども、宮城県では令和3年度から10

年間の長期計画ということでアクションプランを策定しております。その中に、具体的に、先ほど答弁の中に名蓋川と深川という名前だけが出ているんですけども、これ加美町が該当するので2つの河川を載せていますけれども、多田川も計画の中に載っております。

多田川につきましては、渋井川の合流地点から4.3キロぐらいの堤防の補強を行うという計画が載っております。あと、深川に、名蓋川につきましては、多田川の合流地点から上流側2.3キロほどの堤防補強を行うということで計画に載っております。あと、深川につきましては深川樋門付近の排水の検討というようなことで計画に載っております。

実施する時期なんですけれども、多田川につきましては県のほうでは令和7年度以降、名蓋川につきましては令和3年度から令和6年度の間で行うと。深川につきましても令和7年度以降ということで、若干、10年間の期間でも結構後期の部分に計画が載っているということになっております。予防活動はもう前々から何回も何回もやってきておりますので、こちらにつきましてもある程度県の計画が早く進めば、少しでも早くこの加美町に係る河川の整備ができることになると思いますので、町としても積極的に要望活動を、これからも何回も何回も行っていきたいと思います。

ちなみに、深川につきましては、要望をしたおかげといいますか、移動式のポンプ、仮設ポンプと言っていましたけれども、あれが去年までは6台しかなかったんですけども、今増強を行ってございまして、倍の12台に増えてございまして、その辺は県のほうで迅速に対応していただいております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今課長の答弁の中で、多田川の改修が令和7年からということですけども、たしか前に質問したときは、古川の大江川の改修が終わればすぐに多田川の改修に入るんだということですけども、何か大江川の改修が昨年で終わるようなことだったと思いますが、私はすぐ今年度から改修に取りかかるのかというふうに思っていました。その辺いきさつをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 建設課長。

○建設課長（長田裕之君） 前の段階でお話のときに、大江川が終わって、それから多田川ということになっております。

県のほうは大江川プラス渋井川があるんですけども、渋井川の排石場の整備を迅速に行うということで、まずそちらのほうにちょっと重点を置いているようでございます。そちらが

終わり次第多田川のほうにかかっていくということで、ちょっと時期がずれているということです。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 分かりました。

次に、避難訓練についてであります。

雨水対策に特化した避難訓練の実施、必要であるということ認識しているということでありますので、やる方向で検討したいのかというふうに思います。

なぜこの質問をしたかといいますと、防災マップがあります。その中で避難場所、災害種別ごとの避難場所がありますけれども、その中で旧中新田地区、水害に対しての避難場所はないんです。そこで、住民の方々が万が一水害になった場合どこに避難したらいいのか。どこに逃げたらいいのか。そのことが恐らく分かっていないと思います。ですから、やっぱりその辺の訓練も必要だろうというふうに思います。もし万が一あったら垂直避難ということが、2階建ての人は垂直避難ということがありますけれども、平屋の人たちはどこに逃げたらいいんですか。教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

昨年度お示しさせていただきました防災マップでございます。

議員おっしゃるとおり中新田地区につきましては、鳴瀬地区も含めまして、ほとんどのエリアが浸水想定区域ということでございます。当然避難所においてもそういった浸水が予想される、もうあらかじめ避難というふうなものが必要でございます。浸水想定区域外への避難ということになります。いわゆるこの防災マップに示しておりますとおり、避難所の一覧表あるんですが、それに対して水害及び土砂災害に対応している箇所、ここで言えば、当然中新田地区で言えば鳴瀬地区ということになります。あるいは上多田川地区、あとはもう広域的に、全体的にそういった被害等々が、水害等々が生じるというのであれば、小野田地区なり宮崎地区なりそういったことへの誘導というふうになります。

あと、先ほど議員おっしゃってございましたとおり、そのほかにも垂直避難なり、あるいは避難場所として、車で当然移動できる場所、そういった浸水想定区域外のところに避難を誘導周知するということになります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） この防災マップを見ますと、旧中新田地区をはじめ、浸水区域で50センチから3メートルの浸水ということでありますから、当然2階に避難しても、3メートルということであれば、なかなかちょっと大変だろうというふうに思います。そういったことで、震災対策の避難訓練は常にやっていますけれども、そういったことも含めて、やっぱり水害対策についての、やっぱり町民の防災意識といいますか、平日頃の心構え、行動について、やっぱりしっかりと周知をして分かってもらえる、そうした訓練を早速、早い段階で私は実施してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

水害に特化したということでございます。ちょうど2年前に中新田地区体育館を中心にやりましたが、そのときにはこの中新田地区エリア内だけでしたが、やはりただいまのご意見も当然踏まえまして、こちらのほうで提示しているマップもございます。地区内の、先ほど申しましたとおり広原地区なり小野田・宮崎地域への避難訓練も今後当然していかなければいけないということがございますので、その辺も含めて検討を進めてまいりたいと思います。

あと、周知につきましては、このほど災害対策基本法が改正になりまして、ちょうど今月号にその避難指示というものをちょっと強く出しました広報を載せてございますけれども、これ以外にもいろいろな避難、先ほど申しました避難の種類ですとかそういったものを分かりやすいような形で、ちょっと次になるか、なるべく早い段階で、広報になるかチラシになるか、その辺で周知していきたいと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 分かりました。

次に移ります。

次に、消防団員の処遇改善についてでありますけれども、答弁にもありましたけれども、消防団員の確保等に向けた取組についてということで、武田総務大臣から各都道府県知事、あるいは市町村長宛てに書簡を送ったというような、そういった文章を拝見させていただきました。答弁では、財政との調整を図っていくということだというふうに思います。恐らく改

善について、改善策を図っていくという考えの下での発言だったろうと、答弁だったろうというふうに思います。

それで、タブレットを見ていただきたいと思います。大崎管内の消防団員の報酬等ということで、大崎管内の各消防団の年俸報酬、年報酬ということで、本年の4月1日現在と、直近のこの報酬と大崎1市4町の報酬のあれですけれども、加美町を見ますと決して高いわけではありません。全体で3番目か4番目ということで、団員の報酬については4番目ということです。美里町のその他ということで、5万3,000円ありますけれども、これは副班長の手当だそうです。出動手当についても火災が1,700円ということで、この中では一番少ないのかというふうに思います。そうしたことで、恐らく交付税の措置がされているんだろうというふうに思います。団員で3万6,500円、それから出動手当で7,000円ということで、交付税の措置がされているというふうに思いますけれども、その辺ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

加美町に対して交付税措置がされておるわけでございますが、その中で、消防費につきましては総額で、令和2年度の実績ということで、4億9,533万円、全体の約1割近く消防費として措置をされてございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 全体消防費として4億9,000万円ほど措置されているということですが、年額報酬3万6,500円に対して3万5,000円ということですが、ほかの自治体では上乗せしている自治体もあります。そういったことも考慮して見直しを検討されるのかどうか。その辺財政との絡みもありますけれども、その辺について伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

資料の提供ありがとうございます。

この報酬につきまして、先ほど議員おっしゃられましたとおり、総務省、消防庁からの取組に対する通知、助言等もございます。その辺、これまで新聞等でも掲載されておりますが、それ以降の詳細な部分がちょっとまだ来ておりません。今後県のほうでも、今月中に説明会

をするというふうなこともございます。そういった内容も含めまして検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それで、確認ですけれども、消防団の年報酬とか出動手当、全国的に問題になりましたけれども、直接渡っていないところもあるということですが、加美町においては直接団員の方々にそういった手当は渡っているんですか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 加美町の消防団におきましては、団からの要望によりまして、各部あるいは各班という単位で一括といいますか、まとめて支払っているというのがほとんどでございます。ただ、一部幹部団員につきましては個人支給というのもございますが、ほとんど部なり班単位でまとめてお支払いをしているというふうな状況でございます。

参考までに、それらの振り込みにつきましては各団員1名、1名から同意、委任をとっている状況でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 一つだけあとお伺いしたいと思いますけれども、女性消防団員、加美町に1人おりますけれども、それ以降増えていない。防火クラブとの兼ね合いもあると思いますけれども、大崎管内の中では一番少ないということでもありますけれども、その辺、女性消防団員の活躍する場面というのも結構あると思うんです。婦人防火クラブの人たち今やっているのでもいいんですけれども、その辺の取組はどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

ただいま女性消防団員1名ということでございます。以前たしか3名ぐらいまで増えたのかというときはあったようですけれども、やはりちょっと様々な事情によってお辞めになったというふうなことを伺っております。

昨日の味上議員からのご質問でもありました関連なんですけど、ちょっと私どものほうでもやはり消防団員の勧誘というものは強化していくべきということで認識しております。その辺

も含めまして、消防団幹部等と協議しながら今後の勧誘活動、PR等を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 次に移りたいと思います。

防球ネット等の調査・点検と安全対策ということで、早急に対応されたということで、よかったというふうに思っています。

それで、びっくりしたのは、やはり12の施設で49か所の異常があったということでありまして、常日頃のやはり点検とか調査というの、これやっぱり必要なんだというふうに改めて感じたところであります。

それで、折しも学校安全計画の策定ということで、学校保健安全法というお話をされました。これは、毎年度学校の状況や前年度の学校安全の取組状況を踏まえて作成義務があるわけですから、その辺の作成状況というか、全ての学校で作成されて、それが効果的に運用されているのかどうか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

今、米木議員のほうからお話あった学校保健安全法、これについては、第29条に要領を設置しなさいということで定められております。それに基づきまして各学校で計画書を作成しております。

現在については、この要領、計画書に関しましては、危機管理マニュアルということで、全校から作成して提出していただいております。内容については、危機管理ですので災害、あとは侵入者の対応とかそういったものを全部対応、各学校ごとの対応策として計画をしているものがございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 安全点検の実施でありますけれども、教職員の方々でやる点検、それから一方では、やはり素人では分からない専門的な知識を持った方々でのそうした点検というのも非常に大事なんだろうと思いますけれども、その辺はされているのかどうかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

法的に、学校保健安全法において、計画を作成して、その計画の中に点検を下さいということで、常時、日常点検というのが大事だということがなされております。ただし、常時目線で点検はしておりますけれども、月1回必ず定期点検するというので計画書に載っております。あとは、専門業者に関しては年1回の点検をしているというところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 分かりました。

次に、学校への防犯装置の設置ということであります。

折しも昨日、児童8人の尊い命が奪われた大阪池田小学校の事件から20年が経過しました。当時の6年生の担任だった、現在今、校長先生をやられている先生がおりますけれども、その反省として、やっぱり意識が低かったと言わざるを得ないということでもあります。それから、犯人は裁判の中で、もし門が閉まっていたら乗り越えてまで入ろうとは思わなかったということをお話しておられます。そうしたことで、やっぱり今の加美町の小中学校を見ますと、やはり囲いがあってというか、門が設置されているところはないわけです。そうしたことで、やっぱりRESASまたは全校に設置されているということでもありますけれども、やはり監視カメラを設置するとか、そうしたことで不審者の方々が出入りしないような、そうした安全な環境づくりというのも考えていかなければならないというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

確かに今の町内の学校の施設状況に関しては、本当に門が一つというのがなかなかない状況でございます。どこからでも侵入が可能という状況ではございます。ただ、敷地内には侵入されても、校舎内には侵入を防げる、そういったこともちょっと検討していかなくてはいけないのかと思っております。

今現在防犯カメラ、設置しているところが中小と中中でございます。ただ、中小に関してはちょっと不具合が出てきて機能していないというところがございます。あとは、学校の対策としましては、校舎内に侵入者が入った場合、学校ごとのルールが計画書でつくられております。放送でこう言ったら体育館に集合とか、こう言ったら校庭に集合とか、そういうルールづくりを今学校のほうで定めておりますので、そこら辺でちょっと学校ごとに対応してい

るという状況でございます。

防犯装置に関しては財源がやはり伴うわけでございますので、今後ちょっとこちらのほうで調整しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 繰り返しますけれども、やっぱり学校では門とかフェンスがないと、都会だと門とかフェンスがあって、その辺はしっかりしているんですけれども、その辺も考慮しながら、やっぱり学校の安全対策に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それから、通学路等の危険箇所の点検と整備についてということでもありますけれども、たまたま昨日テレビのニュースを見ておりましたら、7歳児の事故率が非常に高いと。魔の7歳と言われているということでありまして、登下校時の交通事故に遭う子どもたち、低学年が多いということでもありますけれども、その辺の対策というのはどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

取りあえず新入生というところでの多分防犯というところでございますけれども、できるだけ学校に関しては集団下校という対策で今現在、あと学校ごとにでは、教員が途中まで随行するという、そういうような状況で一応対応はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それから、やっぱり交通事故と不審者、例えば声がけとか付きまといとか盗撮とか強制わいせつとかってということで、全国的にそういった事件が多発しています。子ども110番の設置等、設置されているということでもありますけれども、加美町にはどのぐらい数があるのか、その辺教えていただきたい。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） ちょっと数まで把握してございませんので、後から調べて回答したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ときどき私も見かけるんですけれども、さほど多いという感じはしないんです。やっぱり子どもたちが駆け込む、SOSで駆け込む、やっぱりその辺もう少し協力

してもら、やっぱり家庭とか企業なり商店なりそういうところに働きかけて、何とか数もちょっと増やしていただければいいのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

子どもたちの登下校につきましては、学校でも指導しているわけですが、学校の教職員だけではやはり厳しいものがあると思います。今議員おっしゃられましたように、家庭あるいは地域と連携を図りながら進めていくことが必要なのかと。その辺、再度今の状況を確認しながら、より子どもたちの安全が確保できるように対応していきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 最後に、安心して歩ける歩行者環境の整備ということで、答弁の中では、財政等の関係で、予算の確保がなかなか厳しいというお話がありました。今財政も厳しい中で、それは致し方ないことなのかもしれませんが、やっぱり恐らく道路の改良、整備に対する要望もかなり多いと思うんです。やっぱりそういった住民の方々の要望に応えたいという気持ちはあると思うんですけれども、なかなか予算がないということだろうと思っておりますけれども、その辺の兼ね合いです。町長、どうなんですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この、誰もが安心して歩ける歩道の環境整備、大きく分けますとやはりソフトとハードの整備というのがあると思うんです。先ほど申しましたように、やっぱり運転する方の安全意識これは何よりも大事ですので、ゾーン30など設けておりますけれども、やっぱりこういったソフトの取組というものは私は非常に大事だと思っています。

ハードの取組ですが、先ほど申しました道路の改築という方法、ただこれは何と言っても先ほど申し上げた741キロも町道ありますから、これに歩道をつけるというのは不可能と言ってよろしいでしょう。一方、道路の附属物及び区画線等の設置による対策ということもこれはあるわけですので、やはりこちらのほうを重点的に取り組んでいくということで、いわゆる側溝に蓋をしてそこを歩けるようにするとか、あるいはポールを立てるとか、ラバーポールとか、あるいはカラー舗装するとかっていう、そういったことでの対策というのが一番現実的なんだろうというふうに思っておりますので。

道路の要望というのは、歩道というよりはむしろ国道に関する要望とかもあるんですけれども、町道に対しては新たに今の砂利道を舗装してほしいとかっていう要望は結構あります。歩道というよりは、いずれにいたしましても、この安心して歩ける、特に子どもたちにとつ

て、高齢者もそうなんですけれども、環境を整備するという事は大事ですので、当然財政状況も鑑みながら、優先順位をつけて、具体的にできることをしっかりやっていくということなのだろうというふうに思っておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今手元にちょうど要望ということで、町道西町沖線、南町区域の改善に関する要望書がありまして、その中で、「おっかなくて歩かんねえのつぶやき」と、お年寄りの方のつぶやきだそうであります。その中に、仮に経費がかかるとしても、たとえ多くの月日を要するにしても、このような状況に目をつぶることなく、道路をめぐる危険をなくすようにしなければいけないと考えますということでもありますけれども、私はまさしくそのとおりだというふうに思います。ハード、ソフト、両面ありますけれども、やっぱりその辺も考えていただいて、何とか住民の期待に応えるような、そうした取組をしてほしいというふうに思います。

最後に、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、行政、地域、企業、住民が各種のリスクの情報を共有して、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して町の安全性を高めるための対策に取り組んでいく必要があるというふうに思います。それで、町長、最後をお願いしたいと思います、いかがでしょうか

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりだと思っています。当然限られた財源ですから、道路の整備だけに使える財源ではございません。全体のバランスをとりながら、しかしながら当然安心安全なまちづくりというのは基本でありますので、そういったことを基本として取り組んでもらいたいというふうに思っています。

以上です。

○15番（米木正二君） 終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして15番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。11時15分まで。

午前11時05分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

次に、通告7番、6番高橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔6番 高橋聡輔君 登壇〕

○6番（高橋聡輔君） それでは、通告7番、通告どおり2問の質問をさせていただきたいと思っています。

1点目に関しまして、産業振興課の具体的な取組についてであります。

令和3年度より、産業の活性化を目指し、第1次・第2次・第3次産業を一体として捉えて行う農商工連携による6次産業化の支援や商店街の活性化、世界農業遺産やグリーン・ツーリズムなど、環境と農業を融合させた取組を効率的、効果的に行うため、農林課と商工観光課を統合いたしました。ただいま述べただけでも非常に広い範囲をカバーしていただいているのがこの産業振興課でございます。職員の皆さんも様々広い範囲を、大変汗をかいていただいていることにまず敬意を表したいと思います。この中から、以下の世界遺産、SDGsに関連した取組について伺います。

- ①世界農業遺産とそのPRの取組について。
- ②グリーン・ツーリズムにおける農泊の今後の方向性について。
- ③持続可能な農業振興の取組について。
- ④鳥獣対策係の現状と課題についてであります。

お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 産業振興課の職員をねぎらっていただきましてありがとうございます。

実際、大変な業務を抱えております。コロナ対策でも、事業者支援など、かなりの業務を抱えて、熱心に取り組んでいることに対して、私も大変、我が職員を誇りに思っているところでございます。

それでは、高橋聡輔議員の産業振興課の具体的な取組ということで、4点ご質問ありましたのでお答えいたします。

まず世界農業遺産についてでございますが、認定を受けた内容であります。これは持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的な水管理システムにより、やませによる冷害や洪水、渇水など、厳しい自然条件を、巧みな水管理によって克服してきた水田農業、これが認められたわけでありまして。さらに、これに付随する農耕文化、そして水田や水路、屋敷林、居久根が織りなす生物多様性に富んだ、すぐれた農村景観が生きた遺産として世界に認められたものであります。そして、これらはSDGsの7つの目標にも貢献するものとなっております。

す。

この生きた遺産を活用しながら次世代に引き継ぐため、大崎地域世界農業遺産推進協議会が中心となり、大崎耕土の地域資源を見える化、ストーリー化し、交流人口の増加に向けた大崎耕土ジラスーツリズムの展開に向けて取り組んでおります。また、大崎耕土の価値を高め、他地域の産品との差別化を図るため、大崎耕土ブランド認証制度を令和元年度から実施しております。今年度からは日本酒と野菜も対象品目となりました。また、居久根の保全につきましても、モデル地区を設定し取り組んでいるところでございます。本町におきましても、今年度から農業分野と商工観光分野が一体として事業に取り組める体制が整いましたので、独自のアクションを仕掛けていかなければならないと考えております。

本町には基幹作物である稲作を支えてきた多くの取水池やため池、小瀬菜大根などに象徴されます伝統野菜、農耕文化、食文化のほか、農業や農村生活に必要なとされてきた中新田の打ち刃物、小野田紬、切込焼きなど、伝統工芸もございます。これらの地域資源を活用しながら、観光施設を拠点とした、加美町らしいジラスーツリズムの展開を検討してまいりたいと考えております。

また、大崎耕土から生み出される多様な農産物についても、新たな商品開発に向けて、農商工連携への取組を推進し、ジラスーツリズムやグリーン・ツーリズム等の交流を通じて、世界農業遺産大崎耕土の魅力を発信してまいりたいと考えております。

次に、本町におけるグリーン・ツーリズムの取組についてお答えいたします。

加美町グリーン・ツーリズム推進会議が、農業体験や農家への民泊などをする教育旅行として、県内の中学生中心に受入れてきております。加美町グリーン・ツーリズム推進会議は、受入れ調整役として、学校側と受入れ農家の調整等を行っております。しかし、新型コロナウイルスの影響により、昨年度は秋に中学校5校、高校1校と、大幅に受入れが減少いたしました。今年度の春の受入れは中学校3校のみとなっております。また、近年は受入れ農家の高齢化により、民泊できる農家が減少してきているという問題も出てきております。

農泊につきましては、農山漁村地域に宿泊しながら、滞在中に地域資源を活用した食事や体験などを楽しむ農山漁村滞在型の旅行のことを言います。宿泊については、農家民泊に限らず、ホテルや旅館へ宿泊し、その地域への滞在時間を長くして、食事や体験などを楽しむことになっているものでありまして、地域全体への経済効果が期待できるものであります。本町におきましても、先ほど申し上げました、加美町らしい大崎耕土ジラスーツリズムの展開が農泊につながっていくものというふうに思っております。

また、9月4日から5日にかけて、大崎市をメイン会場に、第1回全国農泊ネットワーク宮城大崎大会が開催される予定となっておりますので、町民の方にもご参加いただき、本町における農泊について考える機会になればというふうに思っております。

次に、持続可能な農業振興の取組についてのご質問ですが、SDGsは持続可能な開発目標として17個の目標で構成されており、農業振興においても大きく関わりを持ちながら、持たせながら取り組んでいかなければならないと考えております。現在取り組んでいる農業振興事業の取組においても、関わりがあるものも多くございます。6次産業化においては、8番目の働きがいも経済成長もという項目、それから17番のパートナーシップで目標を達成しようという項目などの目標へつながる事業であるというふうに考えております。現在町内の6次化を始める事業者等への支援として、新商品開発、販路拡大支援事業の実施や、薬用植物を活用した6次産業化などの取組を行っているところでございます。

平成29年度からスタートしました6次化チャレンジ助成事業及び新商品開発販路拡大支援事業につきましては、これまで21件の申請があります。それぞれが取り組んでいただいているということでございます。また、担い手への農地の集積、集約を図るための人・農地プランの推進や、スマート農業、新規就農者の確保・育成、その他様々な事業についてもSDGsの目標達成につながる一つと位置づけており、考えて、位置づけられておりますので、こういった事業も引き続き推進してまいりたいと考えております。

また、町では、農業者をはじめ民間企業、消費者、農業団体等、それぞれ連携を推進し、事業を実施することで、SDGsの実現に貢献しつつ、新たな成長につながる事業等を実施していきたいと考えております。

次に、鳥獣被害の状況について述べさせていただきます。

野生鳥獣による被害は年々増加の傾向をたどり、特にイノシシ被害が顕著であります。本町内で平成21年頃にイノシシの生息を確認してから平成29年までの間、農作物への被害も多少確認されましたが、捕獲頭数は50頭以下で、被害額についても200万円程度以下でありました。しかし、平成30年度には一気に被害状況が拡大し、捕獲頭数は200頭を超え、被害額においても800万円を超える状況となり、前年の4倍となったわけであります。その後、被害地域も拡大してきておりまして、令和2年度には捕獲頭数250頭を超え、被害額も1,000万円を超えております。このように、イノシシによる農作物被害は大変深刻でありまして、鳥獣被害対策を強化するため、今年度から鳥獣対策係を設置したところでございます。

住民からの鳥獣被害に係る相談件数も年々増えてきております。農作物被害にとどまらず、

生活環境への被害と不安を抱える相談数も増えてきていることから、有害鳥獣の駆除、防除、捕獲等の対策強化のほかに、町民に対して定期的に鳥獣被害対策に係る研修会や勉強会を開き、捕獲、環境整備、侵入防止の3つの基本の対策をバランスよく取りながら、鳥獣被害の減少に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、議員のご質問4点についてお答えをさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

この世界農業遺産あるいはSDGs、非常に壮大な計画で、共通して言えることは、後世にしっかりと持続をさせていかなければいけないというところに継続性があるかと思います。

まず、この世界農業遺産、これは大崎広域、大崎耕土で取り組んでいるものにはなるんですが、いかんせん大崎市でもこのPRに関して非常に苦慮していると。また、加美町としても、なかなかどういう形でPRしたらいいかというところで非常に苦慮していると思うんですけども、やはりこのPRに関しては世代間、例えば小中学生あるいは若年層、高齢者の方々、知ってもらおう取組というものが必要になってくると思うんですが、こういったPRの取組について、具体的に行っていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

この世界農業遺産に関する若い方々へのPRといいますかその辺でございましてけれども、世界農業遺産推進協議会では令和元年度にこの世界農業遺産に関する副読本を作成いたしました。この副読本に関しましては、大崎1市4町の小学生、3年生から6年生を対象に配付したところでございます。副読本につきましては、学校では主に社会とか理科、総合学習などで利用されているというふうに聞いております。

あと、先ほど答弁の中でもございましたが、加美町グリーン・ツーリズム推進会議では、中学生の教育旅行などの受入れを行っております。そして、教育旅行で来た中学生向けに、この副読本の概要版を配付して、この世界農業遺産について知ってもらおうということで、そういった取組を行っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 副読本を活用して町内外にPRしているというようなことでした。

そのほか、小中学生だけではなく、PRがいかんせん不足しているのではないかと。また、

様々大崎市のほうでつくっているパンフレット等にも、加美町の情報が前がないというふう
に、4番議員のほうからも一般質問であったと思うんですけども、その部分で取組んで
いるような内容があればお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 主にその一般向けというようなPRの面に関しましては、これ
も大崎、世界農業遺産推進協議会で、先ほどと同じですけども、令和元年度にフィールド
ミュージアムマップというものも作成しております。町ではそのマップを公民館それから町
の観光施設のほうに置いていただきまして、お客様のほうに配るといようなことをして
おります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひそういった世代の方々、小中学生だけではない取組のほうも実際に
力を入れていただきたいというふうに思います。

また小学生、3年生から6年生までの副読本と。グリーン・ツーリズムで来た県内、今は県
内の方々になっていきますけれども、それに簡易版といいますか、ダイジェスト版を配ってい
ると。非常にそういった取組も、この地域を知ってもらうことでは非常に大切なことだと思
いますが、この小中学生、3年生から6年生に配っている町内の子どもたちに、やはり副読
本だけだとなかなか感じが得られないと。そういったところで、グリーン・ツーリズムの
方々と一緒に、巧みな水管理システム、あるいは居久根ってどういうものなんだよ、自然の
多面的機能ってこういうものなんだと、実際に体験すること、これが必要かと思ひます。こ
ういった取組について何かやっていることがあるないしはこれからこういった取組をしてい
こうというようなことがあればお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

今議員のご質問の件でございますけれども、やはりその副読本だけではなかなか理解、子
どもたちが理解するのはなかなか難しいところがあると思ひます。町内のNPO法人で、宮崎
小学校とか賀美石小学校の児童を対象に、旧蟬堰の隧道を見学したり、蟬堰から取水した水
が宮崎の田んぼまでどのルートをとどって流れているのか、そういった見学などもして
おります。やはりそうしたときに、子どもたちは隧道の中に入って驚きといいますか、あとは昔
の人たちがこんなにも長いトンネルを掘ったのかと、そういった感動を言っている子どもも

おりました。こういった取組、できればもっと広げられるような形も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひそのような取組、広げていただきたいというふうに思います。

また、先ほど町長の答弁の中で、巧みな水管理ということで、大崎市のほうで新たにこの田んぼダムを宮城県のコンソーシアムということで、大崎市が主導になって新たに現代版巧みな水管理システムというようなことで取り組みます。先ほど米木議員の一般質問の中にもありましたけれども、町長ももちろん川上のほうから起きているというようなこともお話されました。ぜひコンソーシアムの中で直結した、特に大崎地方で水害を起こし得る可能性がある川ですとか、その辺の、周辺の田んぼにも、これをぜひ加美町も一緒に実証といいますか、できるようにお話を広げていただければというふうに思うんですが、町長どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今度会議ございますし、視察もする予定にしております。今から4年ほど前になりますか、新潟県の見附市というところで田んぼダムを実証しまして、我々の、県北の町長会で視察に行ってきたことがございます。そういった田んぼダムの有用性ということも、私も認識しておりますので、そういったことに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひ積極的な取組といいますか、参加をお願いしたいと思います。

また、巧みな水管理のほかに、先ほど地域、地形的なものからこの居久根を活用したというところももちろん世界農業遺産の中には含まれていると。ただ、近年この居久根の管理において、非常に杉の葉っぱが屋根にかかって屋根が駄目になってしまう、あるいは根っこからそのまま倒れてしまうというようなことがおきまして、居久根を切るような方々が非常に多いというようなことを聞いております。またこういったこと、もちろん世界農業遺産にそれがポイントになっているわけですから、そういった部分をしっかりと管理していく、あるいは助成していく必要性もあるかと思えます。

これまた大崎市のほうで、この居久根の管理ということで、居久根のカルテマニュアル、あるいはこの景観の保全をするための計画というものが出されるような話があります。この居

久根の管理について、現在どのような形になっているかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

居久根に関しましては、その世界農業遺産推進協議会でも2016年と2019年に調査をしております。やはりその調査結果からも、大崎1市4町にはなりますが、12%ほどやはり居久根が減っているという数値が出ております。

議員おっしゃるとおり、大崎市のほうで昨年度モデル地区を設定して、居久根の保存について調査をしております。今年度は2地区を設定いたしまして、そこに大崎市独自の保存用の補助金を交付し、あとは保存のマニュアルといいますか、そういったものもつくる予定でおります。来年度以降はそういった保存マニュアルとかそういったものを1市4町で共有しましょうというふうにもなっておりますので、そのマニュアル等も参考にしながら、ちょっと加美町においてもその居久根について考えていければと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 実際にこの居久根に関して、非常に困っている方々もいらっしゃいますので、そういった大崎市の取組、そういった補助ですとかそういったことも早急に検討をしていただきたいというふうに思います。

2点目のグリーン・ツーリズムにおける農泊の方向性ということなんですけれども、我が町でのグリーン・ツーリズム、先ほど町長の答弁の中からも、このコロナ禍において中学生が減ってしまっているというような話を聞きました。ただ、以前はかなり中学生の方々、皆さん来ていただいているというようなことなんですけれども、やはりこれから持続可能な、あるいは交流人口の増加というところになった場合に、これを持続させる方法、例えば何かのポイント制度をつくるですとか、先進地域とかであれば、今、棚田カードをつくったり、様々なカードをつくって、それを集めてもらう目的でリピーターを増やそうというようなこともやっているようです。こういった取組について、我が町でもこの世界農業遺産、あるいはこの地域を知っていただくためにそういった取組をする考えはありますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

やはり議員おっしゃるとおり、地域の様々な資源の活用ということで、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、伝統工芸という資源もございますし、あとは今アウトドアランドと

かそういったものも積極的に推進しております。それらを有効に連携させて、加美町への長期滞在における様々な体験というメニューをいろいろ加美町振興公社とも協議しながら、観光まちづくり協会とも協議をしながら進めてまいればと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 必ずしも長期滞在じゃなくてもいいと思うんです。日帰りでも何度も何度も足を運んでもらうというのが、地方創生の中でもうたっている最初の段階の取組であるわけですから、そういったところもしっかりと検討をしていただきたいと。

今グリーン・ツーリズムと観光協会と公社ですか、連携というようなことを伺いました。グリーン・ツーリズムの組織体、我が町におけるグリーン・ツーリズムの組織体が何か改変されるというような話を聞いたんですが、我が町のグリーン・ツーリズムの実態についてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

先ほどの町長の答弁にもありましたが、昨年度から受入れの学校がかなり減ってきたということで、グリーン・ツーリズム推進会議といたしましても、その収入がかなり激減して、その維持に苦勞しているということで、現状のままではなかなかこの推進会議、組織を継続することが難しいというお話を受けまして、加美町振興公社のほうにもちょっとお話をしたところ、公社のほうでこういった受入れの機能を担ってもいいというようなお話もいただいているので、今後ちょっといろいろ協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

ただ、このグリーン・ツーリズムを推進するに当たりましては、やはり実際体験とか民泊を受入れる農家の方々との関係、それをこれまでグリーン・ツーリズム推進会議は長い間構築してきたものでございますので、その農家との関係性をいかに公社のほうにつなげられるか、その辺も協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） あくまでグリーン・ツーリズム推進協議会は、公社と連携をしてといたしますか、そういった形で今後つなげていくと。

私もちょっと心配していたのは、公社と一緒にやるということになった場合に、やはり農業者との連携というのがなかなか取りにくい状況にあるのかということもありましたので、

その辺はしっかりとうまい連携をしていただきながら、様々な問題、課題を解決するために動いていただければというふうに思うところでございます。

全てこれ同じようなことなんですけれども、持続可能な農業振興の取組ということで、先ほども様々話を聞いております。まず、先ほど担い手の不足というところから、人・農地プランの作成をしているというようなことも伺っております。この人・農地プランの作成というのが、国全体で行っているものに関しましても、なかなか進み方が悪いというところから、これを人・農地プランの実質化とって、今まで入っていなかった土地改良区の方々あるいは農業委員の方々を投入して、なんとか形のあるもの、10年、20年を見据えた形でというふうに進めているようなんですが、我が町のこれの状況についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

加美町における人・農地プランの実質化の部分でございますけれども、中新田地域におきましては72.6%、小野田地域については72.2%、宮崎地域については70.9%という割合で現在実質化されているというふうに判断されています。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） この集積、集約がどこまで進んでいるかという中で、このパーセンテージ出すのが非常に難しい考え方がありまして、例えば集落営農をやっていると、法人格になっていけばまだいいんでしょうけれども、集落営農で、相対取引の中でこの土地をどうしますというようなことは実際に決まっているけれども、それが10年後、20年後先にしっかりとした引継ぎ、農地としての引継ぎができるかどうかというところがやはり、こういった東北地方では課題になっているという部分なんですけれども、その辺の10年、20年を見据えたものが、この七十点何パーセントというのができるんでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） この人・農地プランを長期的に見た場合、かなり厳しいところも出てくるかと思えます。人・農地プランではその担い手を位置づけて、その担い手が加美町の農地を担うということでございますが、今、国のほうでもやはりその農地の長期的利用を検討しておりまして、その中では、中小規模の農家であったり、あとは農業プラスほかの仕事をする半農半Xとか、そういった多様な主体も今後その人・農地プランに位置づけていく必要があるんじゃないかというような議論をされておりまして、いずれ加美町でもそうい

うふうになるのかと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） そういったこともしっかりと、半農半X等々も入れていかなければ非常に厳しいという現状が全国的に起きていると。

先ほど農泊に関して、グリーン・ツーリズムに関して高齢化が進んでいて、なかなか受入れ態勢ができないというところも、これいつか私も質問をしたことがあったんですけども、こういった状況あるいは多面的機能の支払い交付金に係る作業、あるいは中山間地域等直接支払制度に係る作業等、これがなかなか高齢化によって清掃あるいは草刈りというのができないような現状にもなってくると思うんです。これをしっかりと保全しないと、SDGsあるいは世界農業遺産という観点からも非常に厳しくなると思うんですけども、こういったところに、例えば町長がおっしゃっているワーケーションとかあるいはノマドワーカーとか、そういった方々に代わりに作業をしていただいたり、その方々に賃金を払うということは可能なんですか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

例えばその多面的機能支払い交付金、あとはその中山間地域直接支払交付金、こういったものにおける例えば賃金につきましては、やはりその地域の保全会とかそういう団体の構成員となっている方がその賃金の対象となります。よそから来た、よそから来る方にその労働力を提供してもらおうと、そういった場合には、ちょっと手法を考えなければならないのですけれども、委託料とかそういった形になるのかと思います。

実際保全会によっては、草刈り作業をしますと言ってもなかなか人が集まらないということで苦勞している地域もあります。そうした地域につきましては、機械を持っている法人に草刈り作業などを委託するというやり方もございますので、そういったノマドワーカーとかワーケーション、そういった場合については、賃金としては対象にならないので、何かしらの方法を考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） そういったところにも、前にもちょっと一度行ったことがあるんですけども、特定地域づくり事業協同組合、総務省のほうで出しているもの、これが例えばグリ

ーン・ツーリズムあるいは公社というところが連携していった場合に、こういった組合等々もできれば派遣業務としても行けるんじゃないかというふうに思っているんですが、そういったところの検討というのは今なされていますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私のほうから。

組合の設立については、検討はしておりません。地方創生の一つの取組として提示はされておりますが、取組はしておりません。

持続可能農業、ちょっと根本的なこととお話したいと思いますが、この持続可能な農業を考えたとき、私いつも頭にあるのは、こせがれネットワークというのがあって、ご承知かもしれませんが、あと代表の方のお名前忘れたんですが、彼が農業を新たな3Kにしなくてはならないと。その新たな3Kというのは、格好良くて、稼げて、そして感動できる農業と、これがないと農業は持続可能な産業になっていかないだろうと私も思っております。ですから、世界農業遺産についても、それからグリーン・ツーリズムについても、この3Kを実現するためのツールとして使っていくという視点が私は大事なんだろうというふうに思っています。

ノマドワーカーなりそれからワーケーションに、このパッケージとして農業体験ということは、組み込むことはできると思っております。必ずしも賃金を払わなくてはならないということではないと思っております。場合によっては、労働力を提供することによって宿泊費を安くするということも可能だろうと思っております。様々な手法があると思っております。いずれにしても、そういった農業が格好いいんだと、感動するんだというふうに、農業に携わる方ももちろんのことながら、外部から来た方々にそういうふう感じてもらうということが交流人口そして関係人口、そしていずれは移住・定住につながっていくだろうと思っております。

あるOB、協力隊のOBの方、女性の方が、グリーン・ツーリズムで女性の中学生を受入れました。帰り際に、いずれ私もあなたのように農業をやりたいと言って帰ったそうです。彼女はそう言われて、私には責任があると、頑張らなくてはいけないというふうに、彼女も力づけられて農業をやっておりますが、そういったことが私は大事なんだろうというふうに思っておりますので、こういった世界農業遺産、それからグリーン・ツーリズムなどを通して、農業が格好良くて、稼げて、そして感動できるようなものにしていく。そのことによって交流人口、関係人口、そして移住・定住につながっていくというふうな大きな視点で捉えてい

きたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひ町長のそういった考えを推進していただきたいと。

今朝ちょうどBSを見ていましたら、里山資本主義の大谷紘資さんが、まさに農地の復興というようなお話をされておりました。同様のお話もしておりましたので、ぜひその辺を力を入れてやっていただきたいと思います。

鳥獣対策係の課題と現状ということで、年々イノシシの被害額が多くなってきて、250頭の1,000万円超えと。生産物だけではなく、やる気まで失わせてしまうというような被害対策、ちょっと基本的なことだけ聞きます。鳥獣対策係で、どれぐらいの規模でやれるのか。また、どれぐらいの今件数の連絡といたしますか、入って、この係としてどの規模で動けるのかというところが分からなければ、やはり皆さん期待してすぐ連絡をしてしまうと思うんです。ただでさえ範囲の広いような産業振興係の中で、その電話対応だけでも非常に厳しくなってしまうと思うんですが、分かれば結構です。お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君） 産業振興課長でございます。

現在の主な業務といたしましては、被害防止対策のための電気柵の購入であるとか、そういった支援手続が主な業務となっております。今のところはその係で十分対応できている状況でございます。ただ、去年は特に多かったんですが、熊の出没であったり、あと熊の錯誤捕獲、それへの対応、こういったものが重なるとちょっと係だけでは対応が難しいのかと。そういった場合は課内で対応するようにはしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひ、町民の皆さんも非常に困っているところで、期待している係だと思しますので、その中でも様々連絡が来て大変な部分はあるかと思えます。どういったことがあったらこういうふうにしてほしいというようなマニュアルか何かを、ぜひそういった皆さん、困っている方々に配付することによって、少しでも仕事の量を減らせるですとか、連絡の本数を減らせるというような取組もしていただければいいのかというふうに思っていますので、今後とも大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

2問目に入りたいと思います。

博物館の今後についてということで、芹沢長介記念東北陶磁文化館が令和3年5月30日をもって閉館いたしました。これまで伝統陶磁器に関する研究の助長と、郷土文化の振興のために設置されていたものであるが、今後の収蔵品の行方や、先に閉館となった縄文芸術館並びにふるさと陶芸館を含めた博物館の計画に関しての考え方について伺いたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 博物館の今後についてということでご質問をいただきました。お答えします。

芹沢長介記念東北陶磁文化館につきましては、施設の老朽化、それから保存環境の悪化等の理由によりまして閉館したわけですけれども、収蔵品の行方については、切込焼きにつきましてはふるさと陶磁館、その他の作品につきましては、移譲条件を満たすことができる東北福祉大へ移譲する計画で考えております。現在東北福祉大学とは、年内の移譲契約締結を目標に交渉を進めている状況ですので、交渉がまとまり次第改めて報告させていただきます。

また、収蔵品の整理、梱包作業を今月より本格的に開始しておりまして、来年度中にそれらの作業を完了し、ふるさと陶芸館等への移動作業に入る計画でおります。

次に、宗左近記念縄文芸術館につきましては、これも同様に施設の老朽化や保全環境の悪化等の理由によりまして、令和元年度に閉館しております。町民より、作品は中新田地区内で引き続き展示してほしいという強い要望がありましたので、中新田図書館へ収蔵、保存し、令和2年度より館内で無料展示を行っているところであります。

展示スペースにつきましては、以前と比べ大幅に減少しましたが、文学者宗左近の紹介も加えております。それによって、図書館にふさわしい内容となっております。今後定期的に作品の展示替えを行うなど、様々な作品の鑑賞機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

ふるさと陶芸館につきましては、東北陶磁文化館の収蔵品の移動作業のため、今年度で一度閉館する計画で考えております。

続いて、将来の博物館計画につきましては、平成29年3月、社会教育委員会の提言を受けまして、教育委員会がまとめた加美町の新博物館の在り方に関する教育委員会の基本的な考え方、これにおきまして、将来的には統合博物館を建設する案を示しております。しかし、現在の財政状況を鑑みますと、新設は困難と考えております。現時点では、ふるさと陶芸館などの既存施設を一部改修し、切込焼きを含めた加美町の歴史や文化、産業などが分かる総合

展示ができる施設整備が望ましいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 再質問させていただきます。

まず、今の計画であれば、陶磁館にあったもの、切込焼き以外は福祉大に移譲するというような今答弁をいただきました。この点数として、切込焼き、ふるさと陶芸館のほうに持っていく点数はどれぐらいなのか。また、福祉大のほうに移譲するものというのは何点ぐらいあるのか。また、その歴史的価値というものはどれぐらいあるのかというところについてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 東北陶磁文化館長。

○芹沢長介記念東北陶磁文化館長（本田泰貴君） 芹沢長介記念東北陶磁文化館長です。

まず、ふるさと陶芸館のほうに持っていく切込焼きの点数ですが、約200点ほどを想定しております。約というのは、これから芹沢寄贈者と交渉が一部入りますので、大体そのぐらいを考えております。

大学へ移譲する点数は、これは芹沢寄贈者へ返却した上で大学へ移譲という形になりますが、1,164点の予定となっております。

歴史的価値ですが、これは陶磁館、東北6県の、江戸の末から明治、大正ぐらいの焼き物が収蔵されているんですが、歴史的に製品を網羅しているというよりも、芹沢コレクション、芹沢の審美眼、民衆的工芸として美しいものを集めたという意味合いでのコレクション、収蔵品になります。ですので、歴史館、博物館というよりは美術館として、美術品としての価値という意味合いが強くなってまいります。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今歴史的価値の、金額的にというか、そういう、全然美術を知らないような言い方をしてしまいまして、大変失礼いたしました。

今その中で、福祉大のほうに返却するもの、返却をしてからの移譲になるというようなお話をされました。そもそも、この物自体は借りていたものなんですか。それとも寄贈されたものなんですか。寄贈されたものであれば、これは加美町の町有財産になるというふうに思いますし、また寄贈されたものを一旦返却するというふうになった場合には、そこで価値が出てくるんですけれども、価値の部分から、一時所得ですとか、その芹沢さんのほうにかかる

という部分もありますし、この歴史的価値があるものであれば、その町有財産を返却するっ
ていうことに対して、今までいろいろ集めてきていただいた、中新田町時代からのその努力
ですとか、先ほど質問の中で言いました、この陶磁器に対しての研究だったり、郷土の文化
の振興のためにというところから、それはそれで返上していいものなのかというところにち
よっと疑問を持つものなんですけれども、その辺について伺います。

○議長（早坂忠幸君） 東北陶磁文化館長。

○芹沢長介記念東北陶磁文化館長（本田泰貴君） 陶磁館に関して、これは寄贈を受けています。
ただし、寄附を受けるときに条件が設定されております。条件には4つありまして、東北陶
磁文化館の設立趣旨を守り、芹沢長介の遺志を継承する。芹沢長介により選択、収集した収
蔵品はコレクションとして四散させない。他のコレクションと混合しない。コレクションを
有効に活用しながら生涯にわたって保全するという、博物館、専門博物館としては当たり前
の条件なんです、その内容的には、博物館相当施設レベルでやってくださいということに
なっております。

博物館、東北陶磁文化館は博物館相当施設として運用していますが、日本の場合法律上の博
物館で、博物館登録施設、博物館相当施設、博物館類似施設の3つに分かれています。その
うち法律上の博物館は登録博物館と相当施設、宮城県に現在この法律上の博物館は約20館、
全体で400館ほどあるんですけれども、そのうち20館になります。陶磁館はこの法律上の博物
館で、町立としては宮城県で唯一の博物館になります。つまり、運営するに当たって、保存
管理の内容ですとか、あるいは学芸活動、企画展の開催ですとか、あるいは専門員の確保で
すとか、そういった条件がかなりつけられているんです。この条件を、どうしても施設の老
朽化等によって満たせなくなっていったというのが一つの大きな要因としてあります。

芹沢寄贈者と協議いたしまして、芹沢寄贈者の要望でもあるんですけれども、やっぱり安全
が確保できない、活用が確保できないっていうのであれば、一度返却していただいて、大学
のほうに移譲というふうなことで協議がなって、今のところおります。

郷土文化の振興っていうこともあるんですけれども、陶磁館に約1,600点美術品が収蔵され
ておりまして、破片等の資料を含めると1万点を超える点数になるんですけれども、パー
センテージで言うとほとんどが加美町以外のものになります。これから加美町が町民に向き
合った総合施設、歴史文化の総合施設をつくっていくという方向性において、寄贈条件に、
四散されたりほかのものと一緒にしないっていう条件がついていますので、陶磁館を総合博
物館の中に入れるっていうことは、この時点ではできないわけなんです。なので、将来的に

町がそういった町の歴史文化の施設を造ろうとすると、なかなかその維持管理費だけがかかっていってしまう、そういった側面がございます。その辺を芹沢寄贈者ともお話して協議いたしまして、そういったことであれば返還して大学に移譲というような経緯となっております。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 簡単に言うと、4つの条件を満たせなくなったというところで、寄贈者と話をした上で返還して、移譲するというようなことだと思います。すみません、途中なかなか一般質問しながら、細かいところも全部理解しようと思ったんですけども、なかなか難しいところがあったのでできないんですけども。

そうすると、この寄贈条件の4つの条件を満たせないので返却をする。この場合には一時所得がかからないということなんですか。そういったところはどうなっているのかという部分、それだけ聞きます、取りあえず。

○議長（早坂忠幸君） 東北陶磁文化館長。

○芹沢長介記念東北陶磁文化館長（本田泰貴君） その辺のことは私よくわからないんですが、寄贈していただいたときにそういったことを、大学と町のそういった専門の方に見ていただいたときに、税金はかからないということになっておりますので、一応芹沢寄贈者と大学と町で3者協議をしまして、そういったことがかからないというふうにはできるとは考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） そうなりますと、その返却された、加美町で保持しているといえますか、そういった条件には合致しないというわけなんですけども、もともと寄贈されたときの芹沢先生の思いというものがあると思います。なぜこの旧中新田町に寄贈をしたのかということと考えますと、切込地方の発掘調査を行っていたこと、加えて切込焼きの陶器数を数多く収集されていたことで、この地域で展示、保存してほしいというような思いがあったというふうに、私はちょっといろいろ調べたときに聞いたんですが、その寄贈したときの、寄贈した理由っていうのがもし分かればお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 東北陶磁文化館長。

○芹沢長介記念東北陶磁文化館長（本田泰貴君） 私も聞き及んでいるんですけども、先生から。当時の町長と懇意でして、町を美術館の町にしたいという、その美術館構想に共鳴して

寄贈されたっていうことを聞き及んでおります。

寄贈されたときの思いなんですけれども、切込焼きを残して、それを町の指定文化財にしていこうっていう考えがありまして、その点で芹沢寄贈者が十分に先生の遺志を反映していただけっていうふうにご納得はさせていただいております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） これ以上いろいろ聞いてもなかなか難しいところもあると思うので、今後常任委員会、教育民生常任委員会のほうでもしっかりとこの件については調査を継続させていただきたいというふうに思います。

この博物館の関係、今まで一所懸命取り組んできて、郷土文化の研究をされてきた、あるいはこの件に関わってきた、中新田町時代からの職員の皆さん、あるいは思いをはせてきた町民の皆さんが、やはりこれはふるさとのものであるというふうに感じている方々も多数いらっしゃると思います。なんとか、この維持管理費にかなりの金額がかかるというところもありますが、今後、前に別の議員が、新築する中新田公民館で展示ができないかとか、あるいはこれから統合、様々統合していくところで、代わりに置くことで、このふるさとにそういったものを残していくことはできないかというような考えもある中で、町長、今後ぜひこの辺を検討していただきたいというふうに思うんですが、町長の意見をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これまで申し上げますように、加美町には259の公共施設があります。町にとって大事なことは、持続可能な魅力ある町にしていくということでございます。そういった中で、当然この施設の統廃合ということに取り組んでいかなければいけません。その統廃合に取り組んでいく中で、当然残すべき施設、それから廃止する施設、あるいは統合、転移をする施設、様々な施設が出てきます。大事なことは、それぞれの施設が加美町の持続可能な魅力あるまちづくりに資するかどうか。この点が一番大事だと思っております。

ですから、博物館をいずれ統合した形で、先ほど教育長申し上げたように、答弁したように、なかなか新築というわけにはいきませんので、既存の建物を活用して統合博物館というものを造っていくことになるんだろうというふうに思っていますが、その施設、できればどうかその施設、私たちは、子どもたちがその施設を訪れて、そして先人の足跡を学び、そして郷土愛を深め、そして自分たちもこの町のために、先人の足跡を受け継ぎながら頑張っていこうという、まさにこのいわゆるシビックプライドにつながるような私は施設にしていく

べきだろうというふうに思っています。

その際、残念ながら芹沢長介先生のコレクション、切込焼きを除いては、加美町のものではございません。私は、切込焼きはきちんと継承していくべきだと思っておりますが、芹沢先生については福祉大学にもコレクションがありますから、そのコレクションと一つになってきちんと保存、展示していくことが、そのコレクションにとっても一番いいことだろうし、芹沢長介先生の思いにも合致したものだだろうというふうに思っています。ですから、そういった視点で考えていかななくてはならないだろうというふうに思っています。

それから、先ほどもお話しましたように、この条件の中に、ほかのものと併せて展示することはできないという条件になっておりますし、それからその博物館の相当施設、こういった博物館としての要件を満たしている施設でないとこれは展示してはならないという条件もありますから、なかなか例えば公民館の一室に展示するということもできないという、非常に厳しい条件でありますので、やはりこれは、切込焼きは残す、そしてほかのものについては福祉大学のほうに、まずは先生の奥様に返還をし、そして福祉大学へ移譲するという手続をとることが一番理にかなったものではないだろうかというふうに思っておりますので、その点はぜひご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 町長の今おっしゃっていることも十分理解はできるんですけども、切込焼き以外にも、今まで町を形成してきた方々の中でも、地元、ふるさとにあるものだとところで大事に保管をしてきたわけですし、また当時、芹沢先生だけじゃなくて、町有財産として購入したものもあると思います。その辺も踏まえて何とか残せるように、町長の持続可能な町を目指していかなければならないという発想も十分分かるんですけども、その辺もぜひ検討をしていただきたいという思いから、ぜひ今後教育民生でも再度調査をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして6番高橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため暫時休憩いたします。13時15分まで。

午後 0時17分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

米木議員の一般質問に対し、教育総務課長より発言の申出がありますので、許可いたします。
教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

先ほど、米木議員の子ども110番の件数をお答えできませんでしたので、把握できましたので、お答えしたいと思います。町内合計で143件でございます。あと、小学校区で見ますと中新田小学校区で48、広原小学校区で18、鳴瀬小学校区で7、小野田地区でございます。東小野田小学校区で17、西小野田小学校区で14、鹿原小学校区で8、宮崎地区に関しては宮崎小学校区で16、賀美石小学校区で15ということでございます。なお、子ども110番に関しましては、加美署で委嘱しているということで情報が入っています。なお、今後、子ども110番、加美署と連携いたしまして少しずつ増やしていくような調整をやりたいなと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 通告8番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、一般質問を行います。

その前に、タブレットの操作の説明をさせていただきます。定例会のページに、一般質問関連資料というフォルダーがあります。それを開いていただいて、その中に木村哲夫というところがありますので、今日電波の状態といたしますか、飛ばすよりはそれぞれ開いていただくこととなりますので、一般質問の資料として7枚ほど入っておりますので、そちらを開いていただいた上で質問させていただきます。

それでは、通告に従い1件の質問をいたします。

町では、善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しい町を目指し、持続可能な魅力あるまちづくりに取り組んでおりますが、お金が循環するという点について、下の3点について質問させていただきます。

1つ目は、町民の方々の暮らしについて、どのような認識を持たれているか。

2つ目は、お金の循環の状況をどのように捉えられているか。また、公共事業等の入札制度を町内企業の育成と地域経済循環の観点から見直す考えはないか。

最後、3つ目は、令和3年第4回臨時会において、補正予算として可決いたしました地域経済循環分析業務委託料の内容と、活用策について。以上3点伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、地域経済政策について3点のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の町民の暮らしをどのように認識しているかということですが、町では平成27年度に第2次加美町総合計画笑顔幸福プランを策定し、まちづくりの基本理念、共生共同自治に基づき、善意とお金が循環する、人と自然に優しい町を目指した取組を進めてまいりました。さらには、総合計画に基づきまして人口減少に歯止めをかける移住・定住の促進や、交流人口の拡大、関係人口の創出、個人や企業投資の拡大、地域の魅力、強みを生かした経済循環の創出などに取り組むため、令和2年3月第2期加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、持続可能な魅力あるまちづくりの推進に努めております。

こうした中で、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の低迷に伴い、飲食業や宿泊観光業、各種サービス業の売上げ減少に加え、生活様式の変化に伴い、同じ業種の中でも経済格差が生じていることから、町民の皆様の暮らしに大変大きな影響を及ぼしているものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、事業費総額7億2,000万円の感染症対策事業を実施しました。このうち、子育て世帯や一人親世帯への給付金などの個人支給分が6,500万円、人数にしますと延べで3,945人。事業の継続等を支援した事業者支援分が2億1,300万円、延べで1,197事業者。経済循環を目的とした商品券発行事業6,180万円などの事業を実施いたしました。今後とも、地域経済の動向を的確に把握するとともに、商工会や金融機関とも情報を共有しながら、地域経済の発展に向けた取組を推進してまいります。

2点目のお金の循環状況についてお答えします。

本町ではまち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆるイカノエ戦略に基づき、里山経済の確立に向け様々な取組を行ってまいりました。代表的な事業を幾つかご紹介したいと思います。1つ目のスマイル補助金制度でございます。この制度を活用し、地元業者で新築した件数は87件あり、補助金交付額は8,210万円となっております。また、かみでん里山公社を設立したことで、令和3年4月現在トータルで公共施設の電気料金が2,796万8,784円削減されており、町に対して450万円を寄附しているところであります。また、電気購入金額の一部は地元で発電している太陽光発電事業者を支払われており、エネルギーとお金が循環しております。また、交流資源活用推進基金についてであります。平成25年度に条例を改正し、基金への繰

入額を立木売り払い収入の10%相当額から、全額繰入れに変更いたしました。加えて、平成28年度からは薪の生産販売を実施するとともに、町有林の立木売払い等を計画的に進めてきており、基金への繰入額は今年度2,100万円を見込んでおります。補助金と組み合わせ、一般財源の持ち出しを抑えながら、保育事業や町施設の修繕工事ができるよう循環する森林の管理体制を構築してまいりました。なお、今年度は再造林間伐事業と荒沢自然館修繕工事で5,200万円を計上しており、地域にお金が増えることとなります。また、出産祝い金であります。一部をスタンプ会の商品券で支給しており、昨年度までに2,122万円支給をしております。

6次化支援事業であります。申請が午前中にもお話ししたように21件ありました。それぞれの申請者は付加価値をつけて農産物を販売し、所得の向上に努めております。また、ふるさと納税についてであります。昨年度の寄附金は約9,200万円でありました。その返礼品の購入費として2,361万7,000円は町内の事業者を支払われております。また、ふるさと納税は基金に積み立てられて、20代のUターン、Iターン、Jターンの促進に活用することにしてあります。その他、プレミアム商品券の発行や、新たにPay Pay 20%還元キャンペーンなど実施し、町内でのお金の循環を促すこととしてあります。

次に、町の入札制度の現状についてご説明いたします。地方公共団体が締結する売買、賃借、請負、その他の契約はより効果的に公益を図る目的から、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの方法により締結するものと、地方自治法で定められております。町では、財務規則に定める随意契約の金額の範囲を超えた契約を締結する場合は、原則的に指名競争入札に付しております。

建設工事については、橋梁工事や特別な技術等を要する工事のとき、町内に事業所を置く業者を指名する指名競争入札を執行しております。業務等については特に基準を設けてはおりませんが、町内の事業者かどうか、業務受注可能な業者であるかどうか、過去の指名実績があるかなどから総合的に指名業者を選定し、指名競争入札を執行しております。また、設計金額が2億5,000万円以上の工事については、加美町条件付一般競争入札実施要綱に基づく条件付一般競争入札に付することになっており、令和2年度の中新田公民館新築工事については、条件付一般競争入札により執行しております。

次に、直近3か年の入札の執行状況について説明いたします。平成30年度は234件の入札を行っており、契約額は約21億6,200万円となっております。うち、町内事業者が落札契約した金額は約12億5,400万円、135件となっております。契約金額における町内事業者、町内業者

の割合は約57%となっております。平成31年度は265件の入札を行っており、金額は約20億8,700万円となっております。うち、町内事業者が落札契約した金額は約13億3,000万円、164件となっております、契約金額における町内業者の割合は約63%となっております。令和2年度は278件の入札を行っており、契約額は約28億8,100万円となっております。うち、町内事業者が落札契約した金額は約11億8,300万円、153件となっております、契約金額における町内業者の割合は約41%となっております。

3か年落札契約額について平均しますと、町内事業は年度当たり約12億5,300万円となり、町内事業者の平均契約額11億2,400万円を1億、町外の事業者の平均契約額11億2,400万円を1億2,900万円上回っております。

なお、令和2年度において町内事業者の割合が下がっておりますが、これは中新田公民館新築工事、小中学校のネットワーク整備事業、ギガスクールですね、橋梁修繕工事、中新田文化会館の空調設備工事など、金額の大きな案件を町外業者が落札したものであります。平成30年、31年については、60%ほどが町内業者が金額ベースで落札しているという状況になります。

入札制度については、入札談合や官製談合のような不法行為についても度々報道されている状況であります。このような状況の中、契約の締結手続は極めて厳格な公共性、透明性が要求されております。国では公共工事の入札及び契約の適正化について推進しており、一般競争入札を未導入の場合は、速やかにその導入を図ること、導入済みの場合は一般競争入札の適用範囲を適切に設定することとし、併せて過去の工事実績や地域要件などの適切な競争参加条件を設定するなど、必要な条件整備を適切に講じることとされております。先ほど申し上げましたとおり、当町においては設計金額が2億5,000万円以上の工事については、条件付一般競争入札に付しておりますが、近隣では色麻町は5,000万円以上、美里町、涌谷町が3,000万円以上、大崎市では130万円以上の工事について一般競争入札において執行しております。当町の場合は、一般競争入札の適用範囲は2億5,000万円以上としていることから、他の市町村と比較し町内業者の参入する機会が多くなっていると認識をしております。

また、ご指摘のとおり、町内企業の育成ということも大変重要な町の役割であることは当然のことです。特に、地域の建設業者は町民の生活環境の維持管理のために必要となる除雪、災害復旧、維持修繕などの事業を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っております。この地域を維持する事業は将来にわたって継続的に持続的に行われる必要があり、そのためには地域の維持管理事業の的確な実施に必要な体制の確保、担い手となる建設

業者の育成を図る必要がございます。

以上のことから、入札制度については法令遵守はもちろんのこと、制度改正への対応、公平性の確保、経済性の確保、適正履行の確保といった契約における原則を踏まえた上で、地域要件や過去の工事実績等による適切な競争参加条件の設定、総合評価落札方式の適切な活用など、町内企業の育成といった社会的な背景も的確に把握しながら、適切に運用していきたいと考えております。

3点目の地域経済循環分析業務委託料についてお答えします。まち・ひと・しごと創生本部及び地域経済産業省では、平成27年4月から各種統計資料を活用し、産業構造や人口動態などを見やすく、分かりやすく表記できるツールとして、地域経済分析システム、通称RESASと言っていますが、提供しています。本町においても、このRESASを活用し、人口構成や将来人口の推移など地域の現状と課題を把握し、地方創生の実現に向けた政策立案の基礎資料としてまいりました。

RESASでは町内における経済循環の全体像、総生産額、産業別の付加価値額、所得支出額などではありますが、こういったことは把握することができますが、地域内における各産業のつながりなどは、明確化されておられません。地域経済の活性化及び雇用創出に向けた取組を推進するためには、まずは町内における経済構造とお金の流れを、正しく理解する必要があると感じております。そこで、加美町内の各産業のつながりや自給率を明らかにし、地域内でお金の流れを可視化する加美町版産業連関表を作成するため、地域経済循環分析業務の実施を検討しております。この分析結果を基に、地域経済の波及効果が高い産業の洗い出しや内需の拡大、雇用の誘発を高める産業の育成に向けた施策の立案などに活用してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 今、町長から説明をいただきました。最初に皆さんのタブレットを開いていただいたのが、今町長からご紹介いただいたRESAS、地域経済分析システムの資料から1枚目は加美町、大崎管内の市町、あと県北ということで女川町、南三陸町、仙台市、宮城県、さらに加美町と類似団体であります山形県高島町、茨城県大子町の資料をRESASから拾い出しまして、一覧表を作りました。ぜひ、参考にさせていただければと思います。

この表から、どういったことが読み取れるのか私なりにちょっと分析をしてみました。まず、生産性というのがあります。これは付加価値額といいまして、1次産業、2次産業、3次産業の生産額を示しておりますが、ここから読み取れるのは加美町の1次産業の生産性が減少

しております。年度を追って2010年から2013年、2015年までの資料しかRESASにはありませんので、この資料で見る限り、そのような状況です。2次、3次産業についても、近隣自治体の中で生産性が低いということで、対応が必要ではないかなと私なりには見ました。

次に、真ん中の項目の分配というのがあります。これは所得になるわけですがけれども、雇用者所得、賃金や給与が他町村と見ても低いということが読み取れます。その他所得というのは、雇用者所得以外の財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金などが含まれているということでありまして。近隣自治体の中ではやや多いということになります。

最後、支出のところなんです、こちらの民間消費額、こちらは町外からの流入が少しあります。その辺はまだ次に説明しますが、2つ目の民間投資額及びその他支出。その他支出というのは政府支出、政府支出というのは国が行う公共事業の金額や行政サービス。それと地域内産業の移出、移輸入、要するに出ていくのと入っていく差額を見るわけですが、ここで加美町は赤字になっております。マイナスです。つまり、入ってくる、要するにどんどん外にお金が出ていくということが、ここで読み取れます。近隣自治体の中でも、特に多く町外に流出しております。

一番下の、今回これが特にお示ししたかったんですが、地域経済循環率というのがございます。これは町で生産したお金、もしくは外で働いて給料として、例えば隣の会社に勤めてお金、給料をもらったもの、そういったものから出ていったお金を引いて、それが循環していく割合を示しておりますが、これが100%であれば、入ってくるのと出てくるので回っているということなんです、加美町の場合は6割から7割しか、地域内にお金が回っていないということがこの表から読み取れます。

その内訳を次のページ以降見ていただきますと、資料2の1、こちらは2010年の加美町の様子です。生産が600億円、所得が872億円で回って行って、これの循環率が68.8%、要するに872分の600と見るようであります。その次のページは2013年、さらにその次は2015年ということの後で見ただけであればと思います。

その次の2の4ですが、これは2015年をベースにしましたが、生産の付加価値、1次産業、2次産業、3次産業、それと表に表した1人当たりというのが右に出ているこの数字を、各自治体のものを拾い出して表に作りました。その次のページは、分配ということで所得です。これを見ますと、給料の一部、町外から流入している、入ってきている、その他所得も町外から入ってきているということでした。

最後のページ、こちらが支出ということで民間消費額ということでお金を使う額が、多分隣

町から買い物に来たりということが入ってくる額。それと、真ん中の民間投資額は69億円、外に出ていっている。さらに、その他が294億円出ているということで、この辺をどうやって地域の中に戻していくかというか、回していくか。この辺が加美町にとってこれからお金が循環して、町民の方々の暮らしが楽になる一つの指標としてこの資料は活用、先ほど活用しているという話もありましたので、まず、町長、この表、今ざっと説明しましたが、どのように感じられたかお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさに、こういったところから地域でのお金の循環の取組を進めてきているということでございまして、このデータが2015年までのデータですので、最新、まさにこの5年間ですね。我々地方創生の取組で取り組んできております。その結果、現れてきていないので、しっかりとした調査分析が必要なんだろうと思っています。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そうですね。2015年なので、その後一生懸命頑張ってきてきたという成果がまだ見られていないと思います。

それで、町長が目指すお金の循環について、町長のお考えを、どういうものが、善意と資源とお金の循環する、人と自然に優しい町のお金の循環のイメージといいますか、こういったことを目指しているのか、そちらをお伺いできればと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 基本的な考え方は、やはり域外に流出するお金を圧縮していくということ。加えて、域外から加美町にお金が入ってくるという循環を進めていく。その中で、まだ活用されていない資源というのがあるわけですから、様々な資源を活用しながら、そのような循環を生んでいくということで、先ほどご紹介したような取組が、まさにこれまで取り組んできたことの幾つかであるということでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） このRESASのデータというのはすごく素晴らしいものというか、便利なもので、例えば先ほど生産分析ということで加美町が600億円から六百四、五十億円という中で、どういった業種がどのぐらい生産しているかという中で、一番多いのが建設業とか住宅賃貸業、食料品、あとは公務、いわゆる公務員、さらに保健衛生、電子部品と続くんですが、この中で農業がかなり少ないというか、646億円のうち30億円、やはり基幹産業の農業を何とかしていかなければならないんじゃないかなという思いがします。

それと、観光に対して力を入れてきているんですが、観光から上がってくる生産高といえますか、付加価値金額というんですか、そちらがなかなか数字として出てこないというか、少ないんですが、その辺先ほどあったように、公共事業の建設業が一番大きいと。これは、当然町だけじゃなくて、建設業者の方が外から当然外貨を得てくるのもあるんですが、そういった産業について、今、加美町の産業状況についてどのように見ていらっしゃるかお願いします。

○議長（早坂忠幸君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長でございます。

今、木村議員さんからいろいろお話をいただきました。この情報につきましては、私たちもRESASで情報を確認してございました。今まさにご指摘をいただいたとおり、それぞれの経済活動の循環度合いというのは、最終レベルでの総所得の割合ですとか、雇用から生まれる付加価値額ですとか、そういったところの全体像は、今こういった形でもう全国的にも示されておりますので、状況を鑑みることはできるようにはなっております。

今お話がございましたとおり、個別の生産業務の業務体系別に見ますと、建設業が一番付加価値額が高い。くくりの中でいいますと、その2倍、一応製造業という分野が付加価値額が一番高くなっている。ただし、ご指摘をいただきましたとおり、付加価値額は高くても、それを町民の方々が最終的に所得という形で還元をできているかということになりますと、決して高いレベルではないというのが実情だと、実感はしてございます。そういったところを、今回見える化してあるデータをさらにそれぞれの産業構造別に関連させてひもづけまして、いかに、ご指摘のありました今60%台になっております内需と言われる地産地消の数値を上げて、いかに逆に外から資本、資金を投入するような施策につなげていくか。この2つを相互連携させることによりまして、町民の皆さんの個人所得の誘発、向上につながるような施策につなげていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君）　木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君）　確かに、非常に難しい問題ですし、これを見ただけではなかなか理解もしくかったといえますか、確かにデータはあるんですが、実際にどうなのかというのはなかなか分かりづらいところがあります。

そこで、以前加美町でも島根県の中山間地域研究センターというところに、人口予想というか、そういったことを委託して各行政区ごとの人口動態も出していただきました。そこにいた方で、そこから独立した藤山 浩さんという方の記事を見かけましたので、ご紹介します。

一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所所長ということで、この方が立ち上げたところがその考え方として漏れバケツ理論ということで、要するに生産を上げることも確かに大切なんです、外に出ていかない、漏らさないようにするにはどうするかということで、いろんな研究をされておりました、例えば福井県池田町では地域内消費の家計調査ということで、その地域の家計の状況、どうやってお金が町内に流れているのか、町外に出ているのか。そうしたところも調査もして、どうやったら町の中にお金が残るのかという調査もしているようです。

それで、先ほど質問したように、補正予算の中で委託費が入っているんですけども、そういった調査も本当に必要なんですが、こういった個人の所得といいますか、そういったものもきめ細かに知っていくことによって、町民の方の豊かさも生活の様子もお金の流れも調べながら、どうやったらお金が循環していくか、こういったものに取り組んでみる必要はないかなと思っています。

また、先ほど紹介のあったRESASを活用したということで、北海道下川町ではこの情報を使って本当の町の産業の分析をして、そこは森林が非常に多いところなので、森林を活用してバイオマスをやったり、そういったこともやっているようです。加美町は7割の森林があってこれだけの資源があるわけですから、町長の言われるような資源とお金の回るところで、もう少し森林とか加美町の資源を大切にするというか、活用する考えはないか。今の状態で結構ですので、お考えあったら。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 藤山先生、田園回帰1%戦略という本も出されていますが、藤山先生のご指導の下に、加美町でも地域運営組織を立ち上げる前段として各小学校区単位の人口の推移などについて調査をしてもらったわけでございます。やはり、当初申し上げたように、域外にいかにお金を出さないか。まさに穴が開いたバケツになりますから、これが重要だと思っておりますので、そのためには一人ひとりの住民の意識が非常に大事だと思っています。

ですから、木村議員がおっしゃるような取組というものも、一つのそのための方策であろうと思っておりますので、町民の自覚といいますか、意識を高めるためにどうしたらいいかということも、この調査とは別に考えていなくちゃいけないことだと思います。

その中で、町の73%を占める森林の活用ということが非常に大きいものでございまして、町でもいろんな模索、研究をしてきたところでございます。まだまだ、先ほど申し上げたように薪の循環などは少しずつやってきておりました、売上げも増えておりました、今年度だと

昨年度で123万円ほどの、平成28年度はわずか5万円だったのが123万円まで薪の売上げ代金も増えてきたり、徐々に進めておりますが、やはりもっと木質バイオマスの取組が必要なんだろうと思っておりますので、今そのことについても少し研究しております。いろんなご提案などもありますので、まだ皆さん方にお話しできるような状況ではありませんが、調査研究は進めておりますので、いずれ皆さん方にそういうのができるような状況になれば、お伝えをしたいと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ぜひ、せっかくの先祖が残した資源を有効に活用していきながら、次の世代にも続ける、まさに持続可能なということで、実は建設業界、建築業界は輸入外材が入ってきません。それで、国内産の奪い合いが大変盛んというか、激しくなっております、国内産の木材の需要がものすごく上がっております。そういったこともタイミングとえばあれですけども、今の時代、これからやはりもっともっと山を大事にしたり、それをさらに活用するというので、ぜひご検討をいただければと思います。

次に移ります。公共事業の入札制度ということなのですが、確かに町長言われたように、非常に公平性とか、様々なことで難しい問題ではあります。ただ、やはり残念なのは先ほど説明があったように、令和2年度は大きな久しぶりの公共事業である公民館が、本当の金額の差で町外に出ていってしまったと。先ほどお話ししたように、建設業の占める割合、生産金額、非常に大きいんですね。そこでやはり、いろんな町村でも総合評価落札方式だとか、確かに問題だったり課題もありますが、何とか町内の業者を育てながらできるだけ仕事をやっていただいて、町内循環するようなそういったことに入札制度の見直しといいますか、そういったことに取り組んでいただけないかと思っているんですが、いかがでしょうか

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

先ほど、町長の答弁の中にもありましたように、加美町につきましては工事であれば130万円以上の事業については、指名競争入札を実施しております、2億5,000万円を超えるものについては、条件付一般競争入札ということで実施してございまして、ほかの自治体に比べても、今の段階で町内業者が参入しやすいような条件設定になっているものだと認識しております。

なお、総合評価の導入につきましては、以前試験的に実施しているという例はあったように聞いておりますが、今の段階では実施に至っていない状況でございまして、その導入につ

いて今後検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 私、個人的に建築に関わる仕事をしておりまして、公共事業と民間事業で何が違うかといいますと、公共事業は非常に出す書類だったり手続だったり、大変なんです。そこにほとんどの業者さんが相当な労力を使っております。そういったことももっと、法的にきちんとしなきゃならないことは、もちろんしなきゃならないんですが、簡便にしていきながら工事費を下げながら、さらに業者さんも何とか生きていくだけの利益が上がるような、ただ単に入札制度ではなくもう少し公共工事がやりやすく、しかも値段も安くていいものができるような、そういったことの検証もこれからの公共工事、税金を使ってやる工事に必要なことじゃないかなと思うんですが、この点についてももしご意見ございましたらお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりだと思います。様々な建設業に限らず、公共事業というのは非常に提出書類が多いわけでございますので、こういったことの簡便さなど、書類だけじゃなく手続も含めて、総合的に検討していかなくちゃならない事項なんだろうと思っています。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 時間もそろそろなので最後にしたいと思います、やはり町を存続していくためにはここに住んでいる方、町外から来ていただくのも本当にありがたいことなんです。町内に住んでいる方がやはり暮らしが楽になったとか、少しでも暮らしやすくなったというぜひ経済政策、そういったものをやっていただいて、この町に住んでよかったなとなっていけるように、我々も微力ながらいろいろお手伝いをさせていただきたいと思いますが、その辺について、最後町長、お願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりです。私たちが目指していますのはまさに住民の福祉の向上ですから、それは取りも直さず一人一人が幸せを感じながら生きていくということ。そのためには経済が全てではありませんけれども、ある程度の所得を、経済というものが大事になってまいるとしています。そういった経済を支える産業の育成というのも重要になってまいるとしています。

また、建築業につきましては非常に、町を維持していくためには欠かすことのできない産業

でありますので、ぜひこの建設業についても成長していただきたいと思っておりますし、その中で私、建設業もこれからは考え方が変化していかなくちゃいけないと思っております。ご承知かもしれませんが、志波町のオガールの取組を進めた方は、まさに地元の建設業の何代目か分かりませんが、家業としていらっしゃる方ですね。岡崎さんというんですけれども、それから今注目されています徳島県神山町のグリーンバレー構想、これを指導している方も大南さんという建設業の方ですね。ですから、建設業を営んでいる方々というのは、様々、実はノウハウなり蓄積があるわけですね。そういう方々がまさにPPP、行政とPPPを主導していくような、町からの公共事業を待っていて仕事を取るということだけではなく、むしろ自分たちから仕掛けていくといった、こういったことが今後建設業が生き残っていく道じゃないだろうかと思っております。そういった様々な業種の方々とも意見交換もしながら、連携を取りながら暮らしやすいまちづくりを、議員の皆様方共々に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。14時15分まで。

午後 2時01分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開します。

日程第3 報告第3号 専決処分した事件の報告について（令和2年度町道天王・

鳥嶋線改良工事請負変更契約の締結について）

○議長（早坂忠幸君） 日程第3、報告第3号専決処分した事件の報告について（令和2年度町道天王・鳥嶋線改良工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第3号専決処分した事件の報告について（令和2年度町道天王・鳥嶋線改良工事請負変更契約の締結について）ご説明申し上げます。

本案件は、令和2年9月9日に開催された令和2年加美町議会第3回定例会においてご承認

いただきました令和2年度町道天王・鳥嶋線改良工事について、工事請負契約に変更が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年5月14日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったものです。議会の議決を経た工事請負契約については、変更金額の10%以内で、その金額が1,000万円以下の場合は町長の専決事項とされておりますので、同法第2項の規定により報告するものです。

側溝約140メートルの施設に伴う埋戻し工において、当時は発生土により埋戻しする予定でしたが、降雪により発生土へ雪が混入し凍結するなど、埋戻しに適さない状態となったことに加え、用水かんがい期までの施工完了に向けて、再生砕石の購入による埋戻し工へ仕様変更を行ったことに伴う増額と、発生土の残土処分に伴う増額であります。これにより、変更前契約額4,928万円から486万7,500円を増額し、5,114万7,500円に変更したものであります。なお、本案件につきましては、令和3年5月20日に工事が完了しております。

以上、ご報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第3号専決処分した事件の報告について（令和2年度町道天王・鳥嶋線改良工事請負変更契約の締結について）を終了いたします。

日程第4 報告第4号 令和2年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（早坂忠幸君） 日程第4、報告第4号令和2年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第4号令和2年度加美郡土地開発公社決算についてご報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の令和2年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております令和2年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3、2項の規定によりご報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第4号令和2年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

日程第5 報告第5号 令和2年度株式会社加美町振興公社決算について

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、報告第5号令和2年度株式会社加美町振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第5号令和2年度株式会社加美町振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社加美町振興公社の令和2年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第5期令和2年度事業報告及び貸借対照表、損益計算書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 通常なら考えられなかったコロナ感染ということで、いわば不可抗力による減収があったわけです。今後早期に収束すればいいんでありますけれども、これからどれだけ影響を及ぼしてくるかということが、考えられないわけですね。そこで、減収リスクに対する町、そして公社のそれぞれの負担を、協定書を確認しながら事前に協議しておく必要があるんじゃないかと思います。今回5,600万円の経常損失があったわけですが、雑収入として5,300万円、これはコロナ関連の持続化交付金の関係があったから、何とか耐え忍んだわけですが、今後このような助成がどれだけあるか、不透明な状況でありますから、やはり事前に休館要請、施設の臨時休館要請の有無を含めて負担割合といいますか、リスクの関係について事前に協議しておく必要があるかと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事兼課長補佐（阿部正志君） 産業振興課参事兼課長補佐でございます。

ただいま、14番議員さんからのご質問に対してお答えさせていただきますが、これからのコロナ、先がまだ見えないところでございます。その中でのリスク管理といいますか、町と公社との話し合いの場ということでございますが、町と公社の中で年度協定も結んでおりますし、指定管理の協定を結んでいますので、その中の条文に沿って、公社とは常に現状を見ながら話し合いは進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 14番。

○14番（佐藤善一君） 協定書、これに不可抗力による負担割合、今回のコロナのような、そう

いったものも盛り込んでおりますか。

○議長（早坂忠幸君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事兼課長補佐（阿部正志君） 産業振興課参事兼課長補佐でございます。

協定書の中にごございます第7章の不可抗力発生時の対応ということで、第28条でうたっておりますが、コロナという言葉は出ておりません。そのときに生じた内容について損失及び増加費用を最小限にするよう努力するという形ではうたっておりますので、その文言に沿って対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他、質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第5号令和2年度株式会社加美町振興公社決算についてを終了いたします。

日程第6 報告第6号 令和2年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、報告第6号令和2年度一般社団法人加美町畜産公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第6号令和2年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてご報告申し上げます。

一般社団法人加美町畜産公社の令和2年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております令和2年度一般社団法人加美町畜産公社決算のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号令和2年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてを終了いたします。

日程第7 報告第7号 令和2年度株式会社かみでん里山公社決算について

○議長（早坂忠幸君） 日程第7、報告第7号令和2年度株式会社かみでん里山公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第7号令和2年度株式会社かみでん里山公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社かみでん里山公社の令和2年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております

第3期事業報告及び決算報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番三浦です。

このかみでん里山公社の決算に係るんですが、2月の定例議会において質問をさせていただきました。その中において、町長の答弁の中に河野大臣からは損失分を補填しろということを、経産省に要望しているということも答弁いただきました。実際、決算書の中にどう数字が出ているのかお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今年2月定例会におきましては、本当に皆様にご心配をおかけいたしましたことと、そして貴重なご意見をいただきましたこと、深くおわびを申し上げます。町長の答弁の中に、河野規制改革大臣へのチームとしての提言を申し上げたところでございますが、そのタスクフォースは経済産業省に対して早急な原因究明を、公正な競争政策の整備、そして新電力に対する速やかな緊急支援措置などを要請しておりました。経済産業省は問題については認識しているという見解を示しているものの、まだ詳細につきましては原因究明がされておらず、具体的な対応はされておられませんので、予算上はまだこの決算書には載っていないということになってございます。もう少しお時間をいただきたいという国の答弁でございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 分かりました。そうしますと、経産省に要請をしております新電力への財政支援、さらには市場制度の見直しということが大きな課題じゃないかと思うので、それも答弁いただいております。その辺についての現状、そういう方向で進もうとしている、その辺は情報が得ておりましたらお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

今、国に、経済産業省にいろんな形で要望しているわけでございますが、そうした一方、別な角度からは今後の市場高騰の対策を図ってほしいということで、新電力会社では新しい形で対応を考えているということでございます。

かみでん里山公社の経営の対策ということでお話をさせていただきます。よろしいですか。各新電力会社ではいろんな形で対策を取っていると、国の動きがまだ動きがないということでございますので、その新電力社独自の考えを進めているということでございます。調達の構造の見直しを図ってほしいということが第一でございまして、価格変動のない、いわゆる相対電源を活用して、各電力会社では行っているということでございます。新しい電源なんです、夏場と冬場はどうしても電力が一番高騰するわけでございます。これは2月定例会でご意見いただいた内容でもございます。それにつきましては、条件のよい東北電力も一つの候補に上がります。また、発電会社、別な発電会社、さらには別の市場、そういった形で条件のよい契約をその期間をやりましょうということで、動きを始めています。もう一つは町の電気料が高騰していきますので、ストップ高、これ以上金額を上げないということで町の管理の公共施設につきましては、金額を4円ということで上限をつくりまして、先ほど申し上げましたように、ご意見の中では分離独立という形で、町とかみでんは別でしょうというご意見もありましたので、そこは切り離して考えていきたいと思います。かみでん里山公社では動きを始めています。ただ、国の動きがまだ見えていませんので、その結果次第ではまた別な形で進めていくかと思えますけれども、今の時点ではそういった新しい考えで対策を考えてございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 電気の消費関係なんです、決算と関係するということで質問させていただきますが、ことし非常に電気消費が伸びるんじゃないかという新聞紙上で言っています。その辺についても課長が言うように、今新しい策を講じてかみでん公社の運営に当たるということなんです、併せまして私言わせていただくのは、町長があれくらい2月の質問の中で答弁をされておりますので、さらに今まで以上に河野大臣なり、さらには経済産業省に働きかけを強くお願いをしたいんですが、お願いします。どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実は、再生可能エネルギー規制総点検タスクフォース、これかなり強力にどうか、強烈に経産省に対して指摘をしています。公正な競争、環境を前提とする原則などについても、かなり強力に指摘をし、要請をしておりますので、やはり経産省は何らかの動きは取らざるを得ないんだらうと思っています。何度も制度改正だったり、支援の部分だったりについても指摘しておりますので、改めてこちらからということが必要なのかどうか、河野大臣のチームは我々の要求といいますか、要望を受けて様々な調査をした中で、や

はり市場に問題があると。市場を公平、公正な市場にしていかなければならない。新電力会社に対しても支援をすべきであるということを強力に言っておりますので、この前出資をしていただいていますパシフィックパワーの社長さんにもそのことをお伺いしましたがけれども、我々はその状況を見守るしかないのだろうと思っています。要望するとなれば、かみでんだけということじゃなく、新電力会社一つとなって要望していくということになるかと思えます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） マスコミによりますと5月のLNGの価格、在庫縮小ということもあって6割ぐらい上がっていると。夏場の電力需要も大変なのではないかという報道もあります。そういった2月の問題を契機に、夏場万が一、そういった上振れというんですか、要するに高いところで値段が上がってきた場合に、どのように対応するのか。その辺は対策打っているのかどうかお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど課長も述べたように、相対電源とか先物取引といったことについて、当然有利な、少しでも安い電力を購入する必要がありますから、今、物色中といたしますか、選定中でありますので、既に夏場対策についてはパシフィックパワーさんのほうで動いていただいているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。

その他質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号令和2年度株式会社かみでん里山公社決算についてを終了いたします。

日程第8 報告第8号 令和2年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、報告第8号令和2年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第8号令和2年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、令和3年2月第1回定例会に上程し、議決をいただいております令和2年度加美町一般会計補正予算（第11号）の繰越明許費について交通安全施設維持管理事業のほか9事業及び同年3月第2回臨時会に上程し、議決をいただいております補正予算（第13号）

の繰越明許費 8 事業を合わせて、計 18 事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第 8 号令和 2 年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第 9 報告第 9 号 令和 2 年度加美町一般会計事故繰越繰越計算書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 9、報告第 9 号令和 2 年度加美町一般会計事故繰越繰越計算書についての報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第 9 号令和 2 年度加美町一般会計事故繰越繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法第 220 条第 3 項の事故繰越というもので、歳出予算の経費の金額のうち年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のために支出が終わらなかったものはこれを翌年度に繰り越して使用することができると規定されているように、避け難い事故のため事業が完了しなかったものについては地方自治法施行令第 150 条第 3 項で繰越明許費と同様に繰越計算書を調製し、議会に報告しなければならないものとされております。

今回の事故繰越は令和元年度からの繰越しとなった東日本大震災災害対策事業のほか 2 事業について年度内完了を目指してまいりましたが、例年にない大雪の影響などにより事業完了が困難となり事故繰越となったものであります。以上、報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第 9 号令和 2 年度加美町一般会計事故繰越繰越計算書についてを終了いたします。

日程第 10 報告第 10 号 令和 2 年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 10、報告第 10 号令和 2 年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費

繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第10号令和2年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、令和3年2月第1回定例会に上程し、議決をいただいております令和2年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の繰越明許費について、小野田浄化センター管理事業設備修繕工事のほか1事業について繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第10号令和2年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第11 承認第4号 専決処分した事件の承認について（加美町指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

日程第12 承認第5号 専決処分した事件の承認について（加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

日程第13 承認第6号 専決処分した事件の承認について（加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

日程第14 承認第7号 専決処分した事件の承認について（加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。

日程第11、承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町指定地域密着型サービスの

事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)、日程第12、承認第5号専決処分した事件の承認について(加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)、日程第13、承認第6号専決処分した事件の承認について(加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)、日程第14、承認第7号専決処分した事件の承認について(加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)、以上4件は政令に基づく介護サービス等に係る条例改正でありますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、日程第11、承認第4号専決処分した事件の承認について(加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)から、日程第14、承認第7号専決処分した事件の承認について(加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)までを一括議題とすることに決定いたしました。

本件についての提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 承認第4号専決処分した事件の承認について(加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)について、承認第5号専決処分した事件の承認について(加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)について、承認第6号専決処分した事件の承認について(加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)について、承認第7号専決処分した事件の承認について(加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)について、以上4か件は関連いたしますので一括してご説明申し上げます。

介護サービスの基準を定める厚生労働省令、介護報酬の改定と併せて指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が改正され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する4つの条例を改正したものです。

改正の主な内容として、承認第4号では、地域密着型通所介護や認知症対応型共同生活介護などの各介護サービスに係る職員の配置基準を見直しを行うほか、高齢者虐待防止の推進について、障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともにこれらの措置を適切に実施するための担当者を定めることなどを義務づけるものであります。

承認第5号では、職員の配置基準の見直しを行うほか、介護予防認知症対応型通所介護について、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設事業所の職務と併せて、共同型認知症対応型通所介護事業所のほかの業務に従事することを可能とする管理者の配置基準を緩和するものであります。

承認第6号では、感染症対策の強化への取組や、業務継続に向けた取組を強化するための計画等の作成、研修の実施等を義務づける改正を行うものであります。

承認第7号では、質の高いケアマネジメントの推進に関して、ケアマネジメントの公正、中立性の確保を図る観点から作成したケアプランにおける各サービスの割合や提供回数について、利用者に説明を新たに求める改正を行うものであります。議案資料として、改正の概要、新旧対照表を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 1点だけお伺いしたいと思っております。専決の6号、7号の部分で地域密着型サービスの人員とか、設備基準に関する条例の改正、専決をしたという町長からの報告がありましたけれども、今町長の説明の中で、例えば資料で見ますと、記録の保存等に係る見直しとか運営規定等経費に係る見直し等について緩和されたり、明記された部分があるわけですが、こういった改正の内容というのは各事業所、この改正内容に該当する事業所に担当課からお知らせしたのか。あるいはしないのであれば、いつお知らせするのか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

該当事業者への通知というのは特段しておりません。これは介護保険の情報について各事業所にネットワーク等を通じて通知されているものですので、そこで承知されているものと考え

えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 介護保険情報、確かに入ってくるわけですが、それ見れば確かに理解できるんですけれども、地域密着型の事業については町が指定して指導監督にある立場にあるわけですから、あとは改正した部分については介護保険情報で情報を取得して、町は一切というんですか、連絡しなくてもいいという立場ではないと思うんですね。きちんとかういうふうに改正しました、事業者さん、きちんとか対応してくださいというのが、私は本来の筋ではないかと思えます。

この改正については、公布の日施行で4月1日遡及してもう適用されているわけですから、当然事業所としてもう既にスタートしているわけです。該当事業所からすれば、認知症対応型共同生活対応の部分ですと、町内ですとグループホーム、認知症対応型通所介護、デイサービスですね、認知症対応、ここで見ますともう一つは18人規模のデイサービス、数は少ないですね。ですから、町としてやはり介護保険流れてくる介護保険情報、パソコンで情報を取得しているんじゃないかと、やはり指導監督にある立場ですから、私は町からきちんと報告なりお知らせをすべきかと思えます。再度回答をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 柳川文俊議員のとおりだと思いますので、今議会で承認されましたことについて各事業所に報告、または指導という形で通知したいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございせんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例)は原案どおり可決されました。

次に、承認第5号専決処分した事件の承認について(加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、承認第5号専決処分した事件の承認について(加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)は原案のとおり可決されました。

次に、承認第6号専決処分した事件の承認について(加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、承認第6号専決処分した事件の承認について(加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第7号専決処分した事件の承認について(加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、承認第7号専決処分した事件の承認について(加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第42号 加美町公共施設等総合管理基金条例の制定について

○議長(早坂忠幸君) 日程第15、議案第42号加美町公共施設等総合管理基金条例の制定について

てを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第42号加美町公共施設等総合管理基金条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町公共施設等総合管理計画及び加美町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、公共施設等の適正な配置や効率的な管理運営を進めていくため、加美町公共施設等総合管理基金を設置するものです。今後計画を進める上で財政負担の軽減と平準化を図るため、見込まれる公共施設等の改修または修繕、除去等に必要な経費の財源に充てるため、基金条例を制定するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

- 4番（味上庄一郎君） 今回のこの基金なんですけれども、第2条で積立基金は本町が所有する土地建物の売払い収入その他の収入をもって充て、基金として積み立てる額は当該年度の予算で定める額とすとなっていますが、先日のゴルフ場の売払いの9,500万円もここに繰り入れられるものなのか。また、縄文館の売払いも遡ってこの基金に入るものなのか。まず、この点を伺います。

- 議長（早坂忠幸君） 総務課長。

- 総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

議員のご指摘のとおり、今回の補正予算で収入しておりますゴルフ場の売払い収入9,500万円をそのまま基金に積み立てたいと考えてございます。縄文館につきましては、令和2年度ということでございますので、今のところは積立てする予定はございません。以上でございます。

- 議長（早坂忠幸君） 4番味上庄一郎君。

- 4番（味上庄一郎君） 公共施設を売払いした場合の収入ということなんですけれども、財政調整基金繰入では駄目だったのでしょうか。これはまた別なあれなのでしょうか。

- 議長（早坂忠幸君） 総務課長。

- 総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長でございます。

財政調整基金に積立てする方法もあろうかと思うんですが、こちらといたしましては公共施設の統廃合、総合管理計画に基づいたものに使用したいという目的を持って積立てしたいと

いう思いで、今回条例を制定させていただきました。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 本町では20を超える基金を有しているわけでありますが、その中で設置目的が似たような基金もあります。公共施設関連では合併振興基金、庁舎整備基金、教育施設関係では教育施設等整備基金、文化施設関係では文化振興基金、こういった基金があるわけですが、それで新たに基金を設置するのもいいでしょうけれども、既存の基金に統一して運用することはできないものかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

議員おっしゃるとおり、基金をまとめてというやり方も当然ありますが、先ほど総務課長が申し上げたとおり、目的をはっきりさせるという意味では、今回の基金については施設の除却等も含めてこの基金を財源にするということでありますので、そういった観点から目的をはっきりさせる意味では別の基金にしたほうがいいということで、別にしたということでございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 例えば、合併振興基金であれば目的として地域振興、町一体となった町政、こういったものが似たような、考えてみれば似たような目的があるわけですが、それで財源としては売却、貸付けあるいは歳出より歳入が上回った場合、財源として利用した部分は財源として考えられるわけですが、今の財政ではこれもまた厳しいかなと。売却にしても相手あつてのことでありますし、財源についてはどうやって捻出するものかお尋ねいたします。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

今回の総合管理基金につきましては、町の遊休地等の不動産売却の際にその収入を積立てをしたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 売却といっても売りたいけれども、買いたい人がいなければどうなのかなと思うわけ。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

そのとおりでございまして、遊休農地が売却されたら積立てができるということでございます。今の段階で積立てをする予定、計画というのは立ててございまして、できるだけ売却ができる遊休地等々を処分する方向で進めていきたい、その中で出てきた収入を積立てをして、施設の統廃合、修繕等々に活用していきたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号加美町公共施設等総合管理基金条例の制定についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号加美町公共施設等総合管理基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 工事請負変更契約の締結について（令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事）

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、議案第44号工事請負変更契約の締結について（令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第44号工事請負変更契約の締結について（令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事）についてご説明申し上げます。

本案件は、令和2年9月9日に開催された令和2年加美町議会第3回定例会においてご承認いただきました令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事について、工事請負契約に変更が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

変更の主な理由として、1つ目として平田橋において現地調査を行った結果、当初計上していた部分に加え、新たに修繕箇所が発見されたことにより、現場溶接による鋼製桁の補強箇所が増加したものです。2つ目として、君子橋においても現地調査の結果、橋面にひび割れや欠損箇所が見受けられたことから橋面防止工、舗装工の追加を行ったもの。3つ目として、同

じく君子橋において、長寿命化の観点から伸縮継手工の追加を行うものです。

これらの変更により、変更前契約額1億1,770万円に1,012万2,200円を増額し、1億2,782万2,200円に変更するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号工事請負変更契約の締結について（令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号工事請負変更契約の締結について（令和2年度平田橋ほか1橋修繕工事）は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第45号 物品購入契約の締結について（令和3年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議案第45号物品購入契約の締結について（令和3年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第45号物品購入契約の締結について（令和3年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町消防団第2分団第2部第4班白子田班、第6分団第2部第1班上町班、第6分団第3部第1班上小路班に配置しておりました小型動力消防ポンプ付積載車3台が更新時期を迎えましたことから、新たに購入するものです。5月26日、7社を指名して指名競争入札を行いましたところ、株式会社古川ポンプ製作所が1,796万7,620円で落札いたしましたので、同代表取締役氏家英喜と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

なお、納入期限は令和4年3月15日までとしております。議案資料として、指名競争入札に関する調書を添付しておりますのでご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 入札の調書見ておりますけれども、予定価格が1,850万円、そのこの予定価格を下回ったのが古川ポンプ1社だけでありまして、そのほかは予定価格を大きく上回っております。こちらの予定価格の積算根拠についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

小型動力消防ポンプ及び積載車の設計、発注の中身、内容でございます。今回、軽乗用車のデッキバンタイプ及び消防ポンプ、それに伴う各種ホース等の物品あるいは車両の改装費等、これまで受注されました業者から当初見積りをいただきまして、それを基に設計、発注金額を算出しております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） その見積りを取った業者というのは今回入札に入った業者も入っておりますか。

○議長（早坂忠幸君） 危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（庄司一彦君） 危機管理室長でございます。

今回入札に入っている業者でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号物品購入契約の締結について（令和3年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号物品購入契約の締結について（令和3年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第46号 物品購入契約の締結について（令和3年度雪寒機械（11 t級車輪式除雪ドーザ）購入）

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、議案第46号物品購入契約の締結について（令和3年度雪寒機械（11 t級車輪式除雪ドーザ）購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第46号物品購入契約の締結について（令和3年度雪寒機械（11 t級車輪式除雪ドーザ）購入）についてご説明申し上げます。

本案件は、宮崎地区に配備しておりました11 t級車輪式除雪ドーザが導入から15年を経過し、更新時期を迎えましたことから新たに購入するものです。5月26日、6社を指名して指名競争入札を行いましたところ、日本キャタピラー合同会社古川営業所が1,886万5,000円で落札いたしましたので、同営業所長中山裕章と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

なお、納入期限は令和4年3月22日までとしております。議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号物品購入契約の締結について（令和3年度雪寒機械（11 t級車輪式除雪ドーザ）購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号物品購入契約の締結について（令和3年度雪寒機械（11 t級車輪式除雪ドーザ）購入）は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第47号 物品購入契約の締結について（令和3年度加美町立宮崎
中学校生徒送迎用スクールバス購入）

○議長（早坂忠幸君） 日程第19、議案第47号物品購入契約の締結について（令和3年度加美町立宮崎中学校生徒送迎用スクールバス購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第47号物品購入契約の締結について（令和3年度加美町立宮崎中学校生徒送迎用スクールバス購入）についてご説明申し上げます。

本案件は、宮崎中学校に配備しております生徒送迎用スクールバス2台のうち1台が導入から19年を経過し、更新時期を迎えましたことから新たに購入するものです。5月26日、6社を指名して指名競争入札を行いましたところ、旭重車両株式会社が1,778万1,650円で落札いたしましたので、同代表取締役浅野英治と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

なお、納入期限は令和3年12月24日までとしております。議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号物品購入契約の締結について（令和3年度加美町立宮崎中学校生徒送迎用スクールバス購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号物品購入契約の締結について（令和3年度加美町立宮崎中学校生徒送迎用スクールバス購入）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。15時45分まで。

午後 3時33分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第20 議案第48号 令和3年度加美町一般会計補正予算（第2号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第20、議案第48号令和3年度加美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第48号令和3年度加美町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ2億573万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ134億1,011万2,000円とする補正予算と債務負担行為を1件追加するものであります。

主な内容として、新型コロナウイルス感染症対策予算につきましては、地方創生臨時交付金事業に新規事業及び既定予算の拡充を含め、5,807万1,000円を追加します。また、国庫補助事業として、住民税が非課税など一定の要件を満たす世帯に、子ども1人当たり5万円を給付する低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業を追加するほか、ワクチン接種関連予算を増額するものです。

歳入の主なものについては国庫支出金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,847万1,000円増、低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金1,590万円増、文化芸術振興費補助金1,000万円増、県支出金として強い農業担い手づくり総合支援交付金1,413万7,000円増、財産収入として町有地売払い収入9,500万円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費では公共施設等総合管理基金積立金9,500万円増、小野田文化会館空調設備改修工事請負費2,406万7,000円増、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金960万円増、民生費では加美郡保健医療福祉行政事務組合負担金817万7,000円増、低所得子育て世帯生活支援特別給付金1,590万円増、農林水産業費では強い農業担い手づくり総合支援交付金1,907万8,000円増、災害復旧費では農業施設災害復旧工事請負費680万円増などのほか、大雪及び地震により被災した施設の復旧費等を追加し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 何点か伺います。9ページ、歳出に保育士派遣委託料が計上されています。この委託先、人数と配置先について伺います。それから、16目新型コロナウイルス感染症対策費の中の時間外勤務手当が計上されていますが、これは何人分くらいで対象何人なのかということをお伺いしたいと思います。

次のページの同じくコロナに強い地域づくり事業として、補助金文化芸術活動情報発信とありますが、これはどんな内容なのかお伺いしたいと思います。

それから私、不案内でこれはお伺いしたいところなんです、中山間地農業ルネッサンス推進事業交付金、目新しい項目があったので、この説明いただけたらと思います。

それから、最後に15ページ、補助金東京オリパラ加美町ホストタウン推進協議会の予算、計上されていますが、オリパラの開催があるかどうか今のところ分からないんですが、予定としては事前合宿等々の予定どおり行われる予定なのかどうか。どんな中身がこれに使用されるのか。内容についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

まず、一般管理費の保育士派遣委託料についてご説明いたします。こちらは保育士を人材派遣会社から派遣していただくという内容の事業でございます。令和3年当初予算を編成する際は人員を配置しておったんですが、年度末になりましてお一人の保育士の方が退職されたこと、会計年度任用職員1名が年度末になって辞退されたことによりまして、お二人分が配置できなかった状態にありました。その方について今回人材派遣会社から保育士を派遣していただいて対応するというものでございます。勤務先につきましては中新田保育所ということでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策費の時間外勤務手当でございますが、こちらにつきましてはコロナ対策室の時間外と、4月に本庁舎または各施設職員の感染がありまして、議員の皆さんもご承知のとおり一部窓口業務を閉鎖したりしておりまして、その間応援職員といえますか、ほかの所属の職員にお手伝いをさせていただいておりまして、その関係でどうしても業務時間外が発生しておりましたので、その分を今回補正させていただくということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長でございます。

3つ目にご質問いただきました10ページの文化芸術活動情報の発信補助金につきましてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、4月23日の4月の補正予算におきまして文化芸術活動を行っていただいております町内の4つの団体、そちらのコロナウイルスに係ります活動制限、そういった中で文化芸術を伝承するための情報発信のPR動画の撮影発信の費用を計上させていただいております。そちらが1団体250万円の4事業所分750万円を計上させていただきました。

その中の1つの事業所といたしまして、指定管理をしております国立音楽院の情報発信分も計上しております、今回そちらの国立音楽院の予算にも100万円ほど追加をさせていただきます、現在活動が制限されている中で、生徒さんたちが生徒の獲得あるいは活動内容のPRそういったものを即時的に行うような情報発信、要は動画を撮影して録画をするという形ではなくて、即時対応型で今活動している内容を双方向でPRをする活動に活用したいということで、動画を配信するための設備に約半分、そういった活動をするに当たって地域、町民、住民の方々と一緒になった発信活動をしていきたいということで、感染を防止するためのシールド、そういったものの整備に100万円の半分の50万円ほどを見込んでおりまして、100万円を追加計上させていただいている内容になります。以上になります。

○議長（早坂忠幸君）　産業振興課長。

○産業振興課長（尾形一浩君）　産業振興課長でございます。

私から、予算書11ページの中山間地農業ルネッサンス推進事業交付金について説明させていただきます。この補助金につきましては稲作の有機農業等における雑草対策として、深水管理技術の確立に取り組む有機米生産部会へ交付する補助金でございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君）　スポーツ推進室長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君）　スポーツ推進室長でございます。

15ページの補助金、東京オリパラ加美町ホストタウン推進協議会への補助金でございます。この部分につきまして、まず初めにパラリンピックの事前合宿につきましては開催するというので準備を進めております。協議の中で、取りあえず何人来るかはまだ確定はしていませんが、来る人数が確定している人数と今月行われる大会で確定する選手もおりますので、まだ人数的にははっきりとしていないんですが、全員来るということで準備は進めさせていただいております。

今回お願いする補正につきましては、前回4月の臨時で補正をお願いしているんですが、そ

の後にチリ当局と話し合いをした中で、要するにコロナ対策で結局新幹線とか飛行機が使えなくなった分、当初使ってくるということで話を進めていたんですが、それがかなり難しくなったということで、バスを貸し切った移動ということになりましたので、あと宿泊日数が増えたという部分と、単価等見直しをしまして、その差額分足りなくなった分234万3,000円を今回補正させていただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今の件に関してですが、今月の町の広報紙の表紙にカタリーナが加美町の写真を撮ったのを写真展も開催して見ていましたが、とてもホストタウンとしてはオリンピック、パラリンピックがあろうとなかろうと、カタリーナの今までの活動に敬意を表したいなと思っています。そのことについてはご苦労さまと言いたいところです。

それから、保育士さんの件は分かりましたが、時間外勤務のことは今回のコロナのワクチン接種等に関する時間外勤務というのは、計上しなくても間に合っているのかなと思ったものですから、この金額でどうなのかなと考えたんですが、これは含まれていないということでいいですかという確認です。お願ひします。

それから、文化芸術活動情報発信について、動画を作成する等、作成しているということですが、国立音楽院のほかに、ほかの3つの団体ってどういう団体なのか紹介していただけたらいいなと思ひました。お願ひします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

新型コロナワクチン接種に係る時間外についてですが、すみません、11ページ、4款のところの新型コロナワクチン接種体制確保事業費の中の時間外手当530万円が、接種会場の分の時間外となります。内訳につきましては、土日の接種に当たる職員、土曜日が5時間、日曜日が7時間でトータル158時間と見て、それに従事する対象者が平均13人ということで、単価2,600円で534万400円。丸めということで530万円ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長でございます。

ほかの3団体についてご紹介をさせていただきたいと思ひます。1団体につきましては虎舞保存会、打刃物の伝統継承動画。もう1つにつきましては観光大使によります町のPR動画

といった形の3事業になります。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 3点お伺いします。9ページの企画費の自治総合センターコミュニティ助成事業250万円、こちらの内容をお願いします。11ページのワクチン接種136万7,000円、各種報道等でワクチンが余ってしまっていて廃棄したとか、いろんな話題が出ております。加美郡の場合も、加美町もそうですけれども、町長も新聞等で報道されましたけれども、捨てるのはもったいないので、これは打っていただくのが全然やぶさかではありませんけれども、こうした事態が今接種会場で出た場合、やはり基準といたしますか、捨てないようにするための余った場合は従事者の、例えば職員の中でも接種会場で業務をしている職員に打つとか、そういった基準を設けておくべきではないかなと思うんですが、この辺の考え方をお願いします。

15ページ、中新田体育館の小体育館の修繕工事で189万7,000円上がっております。令和3年度の当初予算で420万8,000円、当初予算で計上されているんですが、こちら何か追加の工事になるのかどうか。その工事内容について、当初予算の分も含めてお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

自治総合センターのコミュニティ助成の事業についてでございますが、宝くじ助成を生かして地域のコミュニティの活動の必要な備品に助成するものでございます。今回、宮崎地区の西部地区コミュニティ推進協議会に交付するものでございまして、内容につきましてはイベント用のテントさらにはテーブル、放送器具といった内容で250万円、100%宝くじの助成ということで交付したいと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

ワクチン会場での余剰ワクチンの接種につきましては、優先順位という形で取り決めはしております。内容につきましては、余剰ワクチンが出た場合、接種を希望する高齢者入所施設へ連絡することで、こちらはグループホームとか、入所型の通所施設を運営している事業所を対象にしております。その方がいない場合につきましては、65歳以上の付き添いで来た方で、既に翌日以降に予約を入れている方がいらっしゃった場合には、そちらの方に声がけしているような取扱いをしております。

3番目としまして、当日従事している職員、医療従事者扱いということで、そちらの職員で

希望されている方に接種するというところで、4番目としては当日そういった従事者が見込めない場合については、翌日以降に予約している方で来所できそうな方に連絡して、これでも見つからない場合ということで、居宅サービス系の事業所の職員または町の職員で、コロナ対策に関係する方を優先的に接種するというところで、声がけするという5段階の体制で組んでおります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

中新田体育館小体育館の修繕工事でございます。この工事につきましては、当初小体育館のアリーナ面積370平米のうち柔道畳を敷いている面積を除いた170平米の面積を、フローリングの張り替えするというところで、当初420万円置いておりました。その後、畳敷きを含めた全面のフローリング張り替えということになりましたので、その分を含め今回189万7,000円の増ということで、今回補正をお願いしているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） その床は、今現在私も剣道で使っておりますけれども、早期に危険回避をお願いしたいと思います。

総合センターの宝くじの助成事業なんですけれども、これまであった備品と重複するものはなかったのでしょうか。そこをまず、この1点です。

それからワクチン接種、5段階において基準を設けているということなんですけど、これまでの接種において廃棄した事例はございますか。この2点お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田守義君） 企画財政課長でございます。

重複するものは特にないということで、新規ということにさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

これまで余剰ワクチンで廃棄するという形になったものにつきましては、不可抗力による廃棄というのはありました。例えば注射針が床に落としてしまったり、取る前の瓶が廃棄した注射針の中に落ちてしまったという例がありまして、そういった不可抗力での廃棄というのにはありますが、余剰ワクチンを無駄に使ったという形では一度もありません。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 最後です。ワクチン接種に関しては、本当に貴重なものでありますので、私の年齢などいつ来るのか分かりませんが、ぜひ無駄に廃棄することなく、先ほど職員の例などもありましたけれども、特に今回感染によって窓口業務に係る職員もその優先順位の中に、私は入れていただいたほうがいいのかと思いますので、この点もご検討いただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 答弁はよろしいですか。（「お願いします」の声あり）お願いします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（大場利之君） 保健福祉課長です。

優先順位につきましてですが、余ったワクチンというのがどのくらい余るかといいますと、1本の瓶から6本取れるんですが、希釈しなければ6日間もちますので、1本から例えば1人の人、最後の人に来て1本だけ使ってあと5人キャンセルが出たら5人に打てるという状況でして、大体皆さん予約者数きっちり来られる方がほとんどで、余剰ワクチンが出ても1人か2人というところがほとんどですので、なかなかそこまで回すという状況には現在至っていない状況です。ですが、現在無駄にしないということで窓口の方とか保育士とか、いなければそちらの方にも声がけするように検討していますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。13番伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 13番。12ページ、1点だけお願いします。林業施設費の補修ですか、350万円なっていますが、これは入札制度でやるんだか、それと内容をちょっと教えてください。どのような修繕のほうからですか、メーター数でいいです。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（佐々木 実君） 森林整備対策室長です。

荒沢自然館に湿原がございまして、そちらに木道の観察デッキがございまして、そちらが経年劣化で朽ちましてちょっと危険な状態ということで、そちらをほかの木道の施設の修繕とともに修繕する工事が350万6,000円の修繕工事になりまして、延長はデッキの上荒沢地区にあります1施設、あとは木道施設が30メートル程度取り替えて付け替えという内容になっています。一応入札をする予定で、7月あたり入札できるように準備しているということで、この議会が終わりましたら、そういった手続を取りたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤信行くん。

○13番（伊藤信行君） 入札制度ということでは了解いたしました。行政報告などで、入札の事故率のあれを見ますと、どうも非常に高い率で落札しているのが見受けられるんですよね。

100%とか98%、ちょっと私、考えられないのでその辺の内容を教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

行政報告で2月からの執行状況を資料としてつけさせていただきました。見ますと、中には100%とか90%後半のものがございます。なぜこのような執行率といいますか、入札率になったかというところなんですけど、一般的に建設工事の入札で入札率高くなっているような傾向があると思います。参考までに令和2年度の執行状況で見ますと、建設工事の平均の入札率が96.17%、測量設計業務で70%、備品購入業務委託等で90%という状況でございます。

建設工事につきましては、予定価格を設定する際に、積算をした価格を基に予定価格を設定しておりまして、おおむね担当課で見積もった内容と業者が積算した内容が、同じような単価で積算しているんだと思うんですが、そういったことで予定価格に近い価格で落札されているのではないかなと考えてございます。また、業務につきましては、業務の単価がすぐに決まっているようなものもございまして、そういったものについてはほぼほぼ100%近い内容で落札されているようでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 了解しました。予定価格というのは大体、町長決めるわけですよね。でも、町長はそんな、積算した方々から受け取って町長が予定価格を決めるわけですから、その辺、どんな思いで予定価格を決めておられるかお伺いしたいですね。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は、算定根拠等々については詳しいことを知りませんので、担当課で持ってまいりますから、担当課の何ていいますか、示す額を調書に記載するというところでございます。特別の思いはなく淡々に行っているということでございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 9ページの住民事業者等への支援事業の需用費29万4,000円、これ生理用品の無償配布の予算だと思いますけれども、どのような形で配布する考えなのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（上野一典君） 教育総務課長でございます。

これにつきましては、学校といろいろまだ協議はしておりますけれども、まだ決まったわけではございませんが、取りあえず小中に関しては各1人ずつ配布する。また、そのほかに保健室にも常備して必要な方に配布するという考えで、今進めております。中新田高校に関しては、人数分取りあえず学校にやりまして、多分配布の方向で行くのかなと思っております。以上で現在進めているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） ほかの自治体等によりましては、いろいろプライバシーの配慮とかも十分配慮した形で配布されていると。全員に配る分には特に問題はないんだと思いますけれども、希望して取る方については、その辺の配慮等もお願いしたいと思います。答弁はいいです。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 1点だけ伺います。8ページの町有地売払い収入9,500万円の件ですが、この辺の契約の関係で前に転売だとか、何ていうんですか、覚書というのか協定とか、そういった契約の内容は議会にまだ報告はないですよ、契約の内容について。町と業者さんのところで契約をするんだと思いますが、その中でほかに転売してほしくないとか云々という、そういった文言とかを入れた契約になっているのか。その辺説明がまだなかったような気がするんですが、どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

町とチームトレインとの売買契約に基づいて、ご説明したのが地域振興に関する協定書を結びたいというお話をさせていただいたと思います。実際、協定書については既に締結をさせていただいておりまして、この内容につきましては来週ゴルフ場を視察する予定があったかと思っておりますけれども、そのときにご説明をしようと思っていたところなんですけれども、そのときでよろしいでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号令和3年度加美町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号令和3年度加美町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第49号 令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長（早坂忠幸君） 日程第21、議案第49号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第49号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ89万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,489万8,000円とする補正予算であります。

歳入については事務費繰入金を89万8,000円増額し、歳出については一般管理費において電算委託料を89万8,000円増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号令和3年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第50号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることに

ついて

○議長（早坂忠幸君） 日程第22、議案第50号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第50号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、鎌田 稔委員の任期が令和3年6月25日までとなっておりますので、新たに深澤知里氏を加美町教育委員会委員として任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。任期は令和3年6月26日からの4年間となります。議案資料に略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第50号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で票決を行います。

お諮りいたします。この無記名投票の評決について、一括投票にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、この評決は一括投票といたします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（早坂忠幸君） ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に7番三浦又英君、8番伊藤由子さんを指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、開票立会人に7番三浦又英君、8番伊

藤由子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。なお、投票による評決においては賛否を表明しない投票及び賛否を明らかなでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（早坂忠幸君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（早坂忠幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票においては、議席で投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に、投票を願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（早坂忠幸君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。7番三浦又英君、8番伊藤由子さんに開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（早坂忠幸君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16票

うち 有効投票 16票

有効投票のうち

賛成 16票であります。

以上のとおり、賛成が全員であります。よって、議案第50号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

日程第23 議案第51号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第24 議案第52号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

日程第25 議案第53号 加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。

日程第23、議案第51号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第24、議案第52号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第25、議案第53号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第23、議案第51号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第25、議案第53号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第51号から議案第53号までは、加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める案件でございますので、一括してご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の3人の委員の任期が令和3年6月22日までとなっておりますので、同委員の選任について地方税法第423条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第51号では宮崎地区の渡邊俊次氏を引き続き選任するものです。議案第52号では中新田地区の森田和男氏の後任に新たに小笠原千佳氏を、議案第53号では小野田地区の三浦庄一郎氏の後任に新たに佐藤和枝氏をそれぞれ選任するものであります。任期は3人とも令和3年6月23日からの3年間となります。議案資料として、略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第51号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第52号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第53号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第26 議員派遣の件について

○議長（早坂忠幸君） 日程第26、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、議員の派遣について資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件について、このとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第27 閉会中の継続調査について

○議長（早坂忠幸君） 日程第27、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長味上庄一郎君より「行財政改革の進捗状況と政策課題について」「安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について」、教育民生常任委員会委員長一條 寛君より、「切れ目のない教育及び生涯学習の環境整備について」「共生社会の実現に向けた保健医療及び福祉体制の充実について」、産業経済常任委員会委員長木村哲夫君より「町民の暮らしが豊かになる産業の振興について」、議会広報常任委員会委員長味上庄一郎君より「議会だよりの編集に関する事項について」、議会運営委員会委員長高橋聡輔君より「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」「社会情勢に対応した議会改革・議会活性化等について」、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長三浦英典君より「放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について」、鳴瀬川ダム建設に係る整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より「鳴瀬川ダム建設に関する事項について」、以上7委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は6月15日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期中であります。本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして令和3年加美町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時41分 閉会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月9日

加美町議会議長 早 坂 忠 幸

署 名 議 員 三 浦 又 英

署 名 議 員 伊 藤 由 子